

平成19年度第1回全国「介護サービス
情報の公表」制度担当者会議
及び
「介護サービス情報の公表」制度
推進協議会資料

平成19年5月14日

厚生労働省老健局振興課
「介護サービス情報の公表」制度推進協議会事務局

目 次

1	制度の意義・仕組み等について	1
2	制度の適正な運用等について	27
3	平成19年度国庫補助について	31
4	今後のスケジュールについて	61
5	平成19年度システムの配布について	65
6	推進協議会の運営について	71
7	参考資料	93

1 制度の意義・仕組み等について

「介護サービス情報の公表」制度 の意義・仕組みについて

平成19年5月14日

厚生労働省老健局振興課長

古 都 賢 一

介護保険制度の見直し

今回の改革の背景

10年後、20年後を見据えた未来志向の改革

要介護高齢者の変化に対応したケアの改革

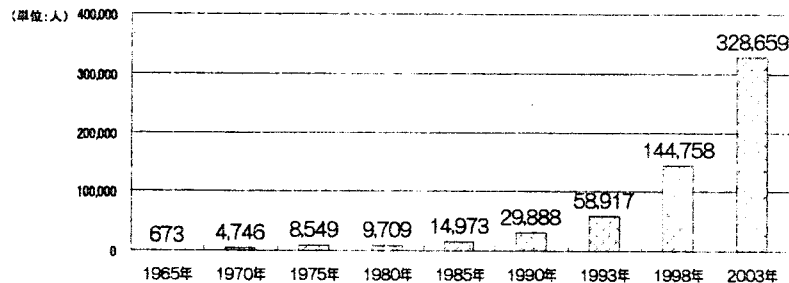
制度の持続可能性・給付の効率化/重点化

地域生活の継続を支える包括的ケアシステム

介護サービス事業者の動向

在宅サービス基盤の充実

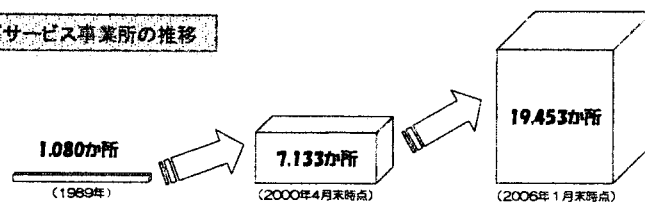
ホームヘルパー(従事者)の推移



(注) 1998年までの人数は各年度末の従事者数であり、2003年は2003年10月1日時点のものである。

(出典: 社会福祉行政業務報告、介護サービス施設・事業所調査)

デイサービス事業所の推移

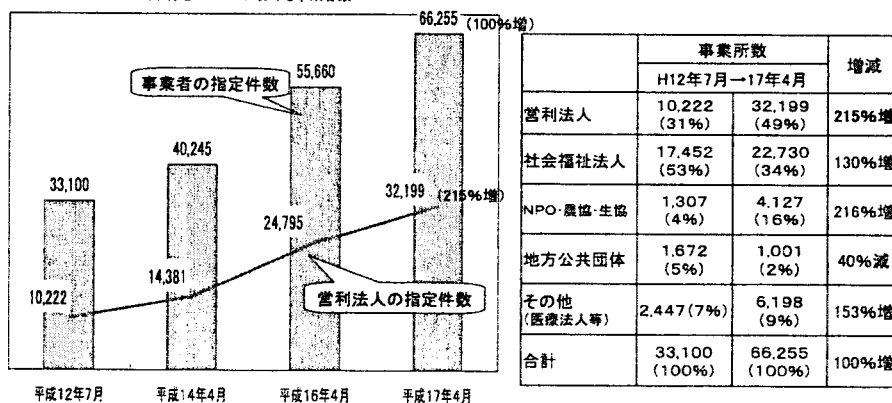


(出典: WAMNET他)

在宅サービスでの民間事業者の参入

○ 介護保険制度により行政による措置から利用者によるサービスの選択に大きく転換。在宅サービスは提供主体に制限がなく、営利法人の指定事業者数も大きく伸びている。

主な居宅サービスにおける事業者数



出典: WAMNETベース

※ 「主な居宅サービス」は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与の7サービスの合計。

指定取消処分等の状況

～不正事業者が顕在化してきている～

指定取消処分等のあった介護保険事業所は、**362事業所・施設（41都道府県）**にのぼる。

○ 事業所・施設の内訳の推移

		平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	合 計
サ ー ビ ス 種 別	訪問介護	3	9	32	42	31	27	144
	訪問入浴介護	0	1	1	1	1	1	5
	訪問看護	0	0	4	5	2	2	12
	訪問リハビリテーション	0	0	2	0	0	2	4
	居宅介護支援指導	0	0	3	2	2	2	9
	通所介護	0	0	9	8	7	7	31
	通所リハビリテーション	2	2	2	1	1	6	14
	短期入所生活介護	0	0	1	1	0	3	5
	短期入所療養介護	0	0	0	1	1	6	8
	認知症対応型共同生活介護	0	2	0	5	1	6	14
	特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	2	2	4
	福祉用具貸与	0	0	5	7	4	1	17
	居宅介護支援	0	15	29	25	25	22	116
	介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	2	2
介護療養型医療施設	2	1	2	7	4	7	24	
合 計		7	30	90	105	81	95	409

2000年4月～2005年12月の累計

高齢者介護の新しい方向

10年後に向けて3つのサービスモデルの転換

1 介護予防の推進

－「介護」モデル⇒「介護＋予防」モデルへ

2 認知症ケアの推進

－「身体ケア」モデル

⇒「身体ケア＋認知症ケア」モデルへ

3 地域ケア体制の整備

－「家族同居」モデル

⇒「家族同居＋独居」モデルへ

介護保険制度改革の主な内容

〔 具体的内容 〕

予防重視型システムへの転換

新予防給付の創設、地域支援事業(仮称)の創設

施設給付の見直し

居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

新たなサービス体系の確立

地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実(有料老人ホームの見直し等)、医療と介護の連携の強化、地域介護・福祉空間整備等交付金(仮称)の創設

サービスの質の確保・向上

情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し

負担の在り方・制度運営の見直し

第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、サービスの適正化・効率化

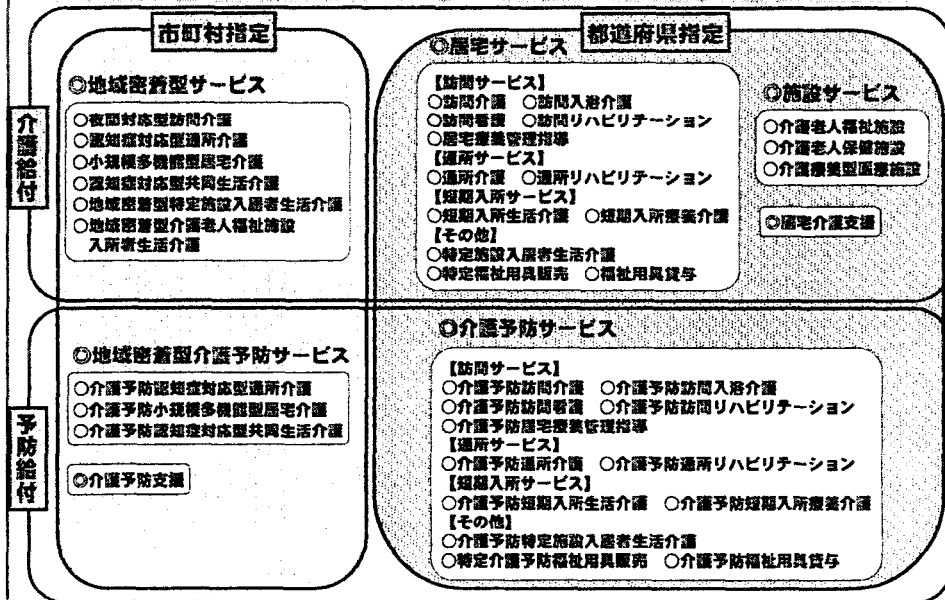
被保険者・受給者の範囲

社会保障制度の一体的見直しと併せて検討、その結果に基づいて、2009年度を目途として所要の措置を講ずる
検討は、平成18年度末までに結果が得られるよう新たな場を設ける

※施行:2006年4月(ただし施設入所費用の見直しについては2005年10月施行)

介護保険制度のサービス

○ 介護保険制度では、要介護状態となった場合でも、できるだけ居宅で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの給付を行っている。



「介護サービス情報の公表」
制度が求められる背景

「介護サービス情報の公表」制度創設の背景

①介護保険制度の仕組み

- 介護サービスは利用者が自ら選択→利用者本位
- 在宅サービスは主体規制の撤廃→供給量の確保
- 競争による介護サービスの質の向上

②介護サービス供給の現状

- 介護サービスの供給量は増加
 - ①高齢化の進展による需要の拡大
 - ②在宅サービスの主体規制の撤廃による多様な主体の参入

- 利用者の情報が不足
 - ①高齢者自らの情報収集の困難性
 - ②行政からの情報提供の不足
 - ③事業者からの一方的な情報提供
- 事業者の努力が報われるような情報提供が不足

③利用者の事業者選択に資する情報提供環境の整備が必要

介護サービス情報の公表制度の基本的役割

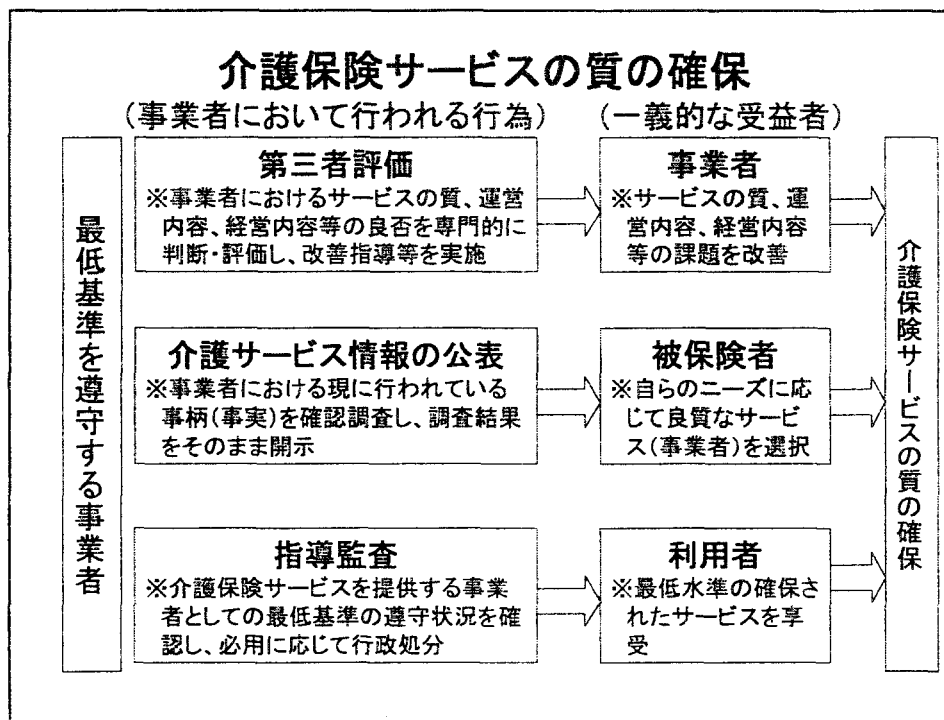
介護保険制度の基本理念

- 利用者本位
- 高齢者の自立支援
- 利用者による選択（自己決定）

現実のサービス利用場面での実現が必要

支 援

介護サービス情報の公表



「介護サービス情報の公表」 制度の概要

「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的

介護保険サービスの利用・提供は「利用者」と「事業者」との契約

【利用者】 より適切な事業者を選択することが必要

→ 要介護高齢者等は事業者と対等な関係での情報入手に困難
(適切なサービス利用ができず心身機能低下のおそれ)

【事業者】 取組の努力が適切に評価され選択されることが必要

→ 事業者情報を公平・公正に公表する環境がない
(サービスの質の確保のための努力が報われない)

【介護サービス情報の公表制度】

- 契約の一方の当事者である事業者が、利用者の選択に資する情報を自ら公表
 - ・ 利用者が適切な事業者を評価・選択することを支援
 - ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援

「介護サービス情報の公表」制度のポイント

(目 的)

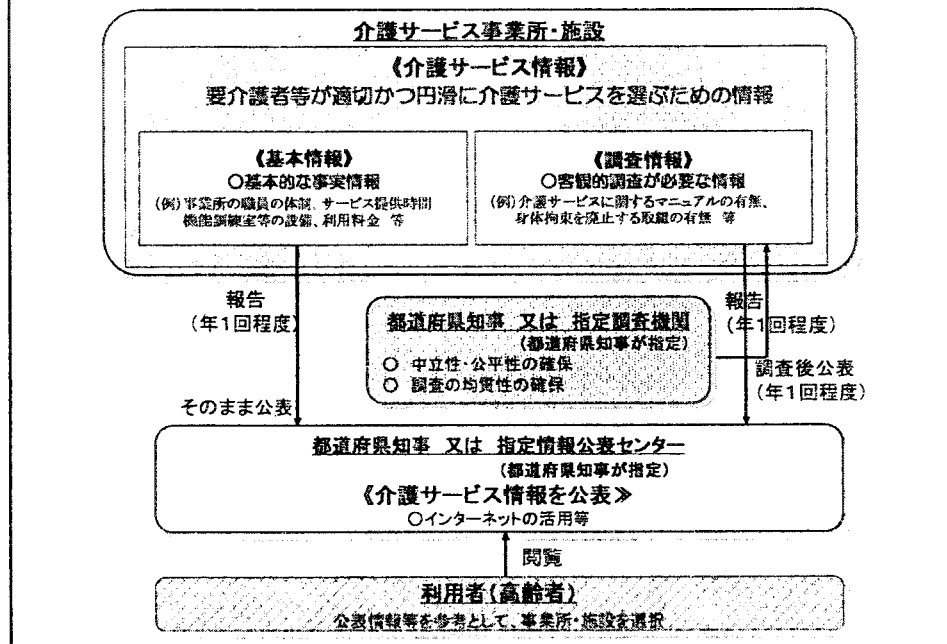
利用者の介護サービス事業所の選択(比較検討)を支援

(注) 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない

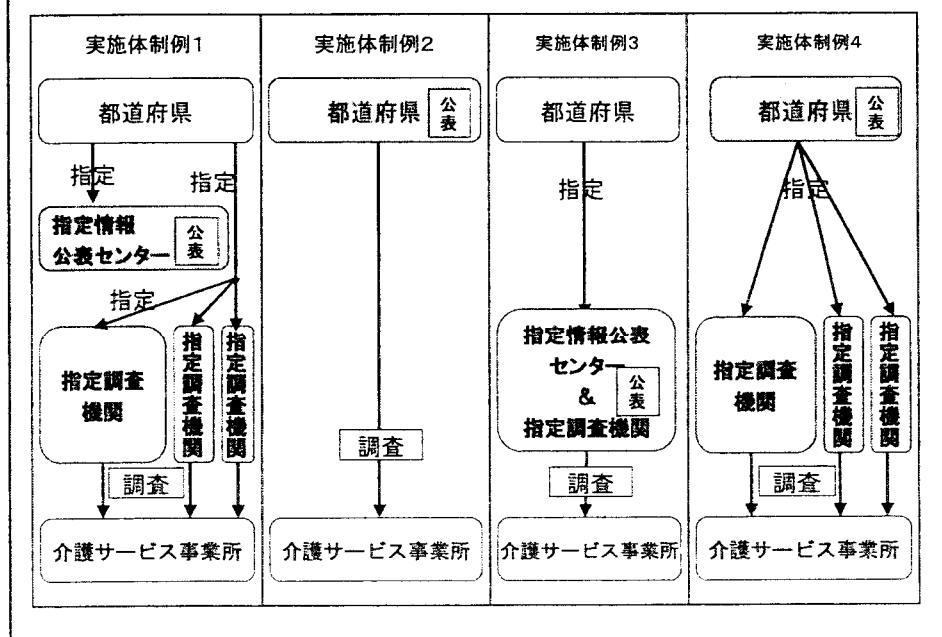
(実施方法)

- 基本的にすべての事業所が対象
- 事業所が現に行っている事柄(事実)を年1回公表
- 事実確認が必要な情報は第三者(調査員)が調査
- だれでも比較可能な客観的な情報を公表

介護サービス情報の公表制度の仕組み



都道府県における「介護サービス情報の公表」実施体制 例



情報公表の方法

全ての(多くの)事業所の情報を、公平に、いつでも、誰でも
閲覧可能とし、利用者の比較検討・選択を支援

※利用者
情報を閲覧

都道府県又は指定情報公表センター
インターネット・ホームページ
※複数の事業所を比較検討

補助的伝達手段
・家族
・ケアマネジャー
など

※事業者
情報を公表

・重要事項説明書添付
・事業所内掲示

介護サービス情報の公表の効果

【利用者】

- 何を見て選ぶのか→視点の理解
- 比較検討材料を入手→選択肢の絞り込み

【事業者】

- 自らの取組の努力→広く広報
- 他の事業者の取組→参考材料

「介護サービス情報の公表」 制度の具体的内容

サービスの種類ごとの施行スケジュール

平成18年4月施行サービス

- ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、
- ④通所介護、⑤特定施設入居者生活介護、
- ⑥福祉用具貸与、⑦居宅介護支援、
- ⑧介護老人福祉施設、⑨介護老人保健施設

平成19年4月施行サービス

- ①訪問リハビリテーション、②通所リハビリテーション、
- ③介護療養型医療施設

残る26サービスは、公表すべき情報の検討、
実施体制の整備等を経て、順次施行

報告・調査・情報公表の計画的実施

- 全国10万以上の事業所の報告・調査・情報公表を円滑に実施
(介護報酬収入年額100万円を超える事業所が対象)
- 毎年、都道府県ごとに計画を定めて実施

《計画で定める主な事項》

- 1 計画の基準日
- 2 計画の期間
- 3 報告対象事業所の名称
- 4 報告の提出先及び期限
- 5 調査月
- 6 指定調査機関の名称
- 7 情報公表月
- 8 その他

基本情報の主な項目

- 1 運営法人等の概要
- 2 事業所・施設の概要
- 3 従業者の状況
- 4 介護サービスの内容
- 5 利用料
- 6 都道府県知事が必要と認める事項

「基本情報」の概要

(介護老人福祉施設の例)

事 項	主 な 内 容
運営法人関係	法人名・種類、所在地、連絡先、代表者名、設立日、他に実施する介護サービス
施設関係	施設名、所在地、連絡先、指定番号、管理者名・職名、指定日、交通手段
従業者関係	職種別(常勤・非常勤別)人数、勤務時間、資格、従業者1人当たり利用者数、夜勤体制、嘱託医、従業者の業務経験年数、健康診断実施状況 等
サービス内容関係	運営方針、介護報酬加算サービス、提供実績、施設・設備状況、苦情窓口、損害賠償、特色 等
利用料金関係	食費、居住費、特別居室費、特別食費、理美容代、日常生活費 等

施設からの「基本情報」の報告例

(施設に関する事項)

施設の名称	介護老人福祉施設 〇〇〇〇
施設の所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市△△町8-9-0
施設の連絡先	電話 000-000-0000 FAX 999-999-9999

(介護サービスの内容に関する事項)

重度化対応(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
栄養マネジメントの実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり
看取り介護の実施(介護報酬の加算)の有無	なし	あり

(従業者に関する事項)

実人数	常 勤		非 常 勤	
	専 従	非専従	専 従	非専従
医師	0	0	1	0
生活相談員	1	0	0	0
看護職員	5	0	1	0
介護職員	12	0	3	1

(利用料等に関する事項)

食事に関する費用の額及びその算定方法
1食あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)
居住に関する費用の額及びその算定方法
1日あたり〇〇〇円。 (□□〇〇円+△△〇〇円)

調査情報の主な項目

1 介護サービスの内容

- ① 契約内容、介護サービス計画内容等の説明の有無
- ② 介護サービス提供マニュアル、実施記録等の整備の有無
- ③ 相談、苦情等対応の取組の有無
- ④ 介護サービス提供内容の評価、見直し等の取組の有無
- ⑤ 地域住民、ボランティアの受入れ等外部との連携の有無

2 事業所・施設の運営状況

- ① 事業計画等の策定・開示、業務改善会議等の取組の有無
- ② 業務分担の明確化、相談指導体制の確保等の取組の有無
- ③ 安全管理・衛生管理の取組の有無
- ④ 情報管理、個人情報保護等の取組の有無
- ⑤ 計画的な従業者研修、利用者意向を踏まえた運営改善等の取組の有無

調査事務の方法①

- 調査員2名以上
(1名はサービスに関する知識を予め有する者)
- 事業所を訪問し、代表者との面接調査

【面接調査の方法】

- 報告日現在 及び 報告日前1年間の調査
- 報告された事項のみを調査
- 事業者が提示する情報の事実の有無を確認
(注) 良し悪しの評価はしない
 - ※ 事業者自らの公表が前提
 - ※ 利用者自身の評価力の育成
 - ※ 評価は、人(主観)により異なる
- サービス提供記録等は、原本を1件以上確認
 - ※ 事業者は、1件で他の日常的な取組を説明
 - ※ 一定の確認基準は評価につながる

調査事務の方法②

- 資料は、紙、電子媒体は問わない
- マニュアル、記録等の具体名は問わない
- 事業計画等は、法人全体のもので可
- 研修会等の記録は、題目、日時、出席者、概要等を確認
- 研修は、外部研修への参加でも可

【調査の終了】

- 調査は、調査結果についての同意を得て終了
 - ・調査結果に事実誤認がないこと
 - ・調査結果がそのまま公表されること

「調査情報」の報告及び調査結果の例

【大項目Ⅰ】介護サービスの内容に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置	認知症の利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況	認知症の利用者への対応及び認知症ケアの質を確保するための仕組みがある。	認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。	あり	あり
				なし	なし

【大項目Ⅱ】介護サービスを提供する事業所の運営状況に関する事項

中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	報告	調査
①適切な事業運営の確保のために講じている措置	計画的な事業運営のための取組の状況	事業計画を毎年度作成している。	毎年度の経営、運営方針等が記載されている事業計画又は年次計画がある。	あり	あり
				なし	なし

調査しない

調査事務・情報公表事務の手数料

- 手数料は事業者負担
事業者が、利用者の選択に資する情報を公表し、より適切な事業者が選ばれることを支援 → 事業者の受益
- 都道府県条例で定める
 - ・各都道府県の調査体制、地理的条件等を踏まえて算定
 - ・議会議決等
- 国はガイドラインを提示
介護保険制度に基づく全国共通の制度

介護サービス情報の公表制度の 施行状況について

指定情報公表センター・指定調査機関の指定状況

(平成18年11月8日現在)

指定情報公表センター

都道府県直営	7	15%
社会福祉協議会	27	57%
財団法人	4	9%
社団法人	2	4%
NPO法人	1	2%
国保連合会	6	13%
合 計	47	100%

指定調査機関

都道府県直営	0	0%
社会福祉協議会	36	14%
社会福祉法人	5	2%
財団法人	13	5%
社団法人	22	8%
NPO法人	94	36%
国保連合会	2	1%
有限会社	32	12%
株式会社	55	21%
その他	5	2%
合 計	264	100%

都道府県の事務の計画状況

(平成18年11月8日現在)

調査事務計画の終了月

終了計画月	都道府県数
平成19年1月末	1
平成19年2月末	10
平成19年3月末	34
平成19年5月末	2

情報公表事務計画の終了月

終了計画月	都道府県数
平成19年2月末	1
平成19年3月末	38
平成19年4月末	4
平成19年5月末	2
平成19年6月末	2

調査員の登録状況
(平成18年11月8日現在)

情報公表対象事業所数
(平成18年11月8日現在)

あらかじめ知識を有する調査員	常勤	597	65%	13%	訪問介護	23,426
	非常勤	4,150		87%	訪問入浴介護	2,369
	計	4,747		100%	訪問看護	6,761
その他の調査員	常勤	300	35%	12%	通所介護	17,841
	非常勤	2,292		88%	特定施設入居者生活介護	1,563
	計	2,592		100%	福祉用具貸与	6,183
合 計	常勤	897	100%	12%	居宅介護支援	26,282
	非常勤	6,442		88%	介護老人福祉施設	5,594
	計	7,339		100%	介護老人保健施設	3,511
合 計					合 計	93,530

調査事務・情報公表事務の手数料

- 手数料は事業者負担
 - ・事業者が、利用者の選択に資する情報を公表
 - ・より適切な事業者が選ばれることを支援
 - 事業者の受益
- 都道府県条例で定める
 - ・各都道府県の調査体制、地理的条件等を踏まえて算定
 - ・議会議決等
 (設定状況(全国平均))

調査事務手数料 42,041円 情報公表事務手数料 12,860円
 (合計 54,901円)
- 国はガイドラインを提示
 - 介護保険制度に基づく全国共通の制度

調査事務の目的・留意点

(調査事務の目的)

事業者が公表しようとする情報のうち、利用者自らの事実確認が困難な情報について、利用者保護等の観点から、当該情報の根拠となる事実を確認するために行うもの。

(調査事務の留意点)

- 事業者が提示する確認のための材料の事実の有無を確認
 - 当該材料の内容の良し悪しの評価、改善指導等を行わない
 - ※ 事業者自らの情報公表が前提
 - ※ 評価は、事業者、調査員、利用者それぞれの主観により異なる
(最終的な判断・評価は利用者がそれぞれに行うもの)
- 事業者が提示する確認のための材料を1件以上確認
 - 事業者は、当該確認のための材料で、当該1件以外の日常的な取組みを説明する仕組みであり、日常的な取組みの中での個別事情に応じた例外的な取組みを、確認のための材料の調査で評価できない

「介護サービス情報の公表」制度の活用状況

1 利用者の活用状況

平成18年度末前後に、各都道府県の初年度の公表情報が出揃うので、利用者への制度の普及啓発に努めているところ。

2 事業者の活用状況

公表情報の作成、調査情報の調査等を通じて、介護サービスの質の確保のための取組みに活用できるとの声が寄せられている。

制度施行後、何が起こったか①

(調査事務)

- 事実確認調査に対する誤解
 - ・事業所の取り組みを評価してくれない
 - ・改善点を教えてくれない

(対応) 制度の趣旨・目的・手法の理解の促進

- ・指導監査と共通化できないか
- ・第三者評価の方が役に立つ

(対応) それぞれの目的に応じて適切に実施し、サービスの質の向上に重層的に取り組む

制度施行後、何が起こったか②

(調査事務)

- 事実確認調査に対する誤解
 - ・マニュアルや記録を求める調査に意味はない

(対応) 無形の対人サービスを複数の従業者が提供するに当たり、マニュアルによる標準化、記録による情報の共有は重要

- 事実確認調査に対する苦情
 - ・資料要求された
 - ・指導、評価された
 - ・調査員により結果が異なる

(対応) 調査員に対する研修、指導の徹底

制度施行後、何が起こったか③

(情報公表事務)

- 公表情報に対する誤解(過大な期待)
 - ・利用者が欲しがる情報とは思えない
 - ・「あり」・「なし」で利用者は判断できない
 - ・情報量が多く内容を読み込むことが困難

(対応)利用者は、基礎的な情報を事業所の絞り込みに活用

(注) 最終的な判断、決定は利用者が他の情報と併せ自ら行う

(対応)「あり」・「なし」は、主観を交えない判断のための情報

(対応)家族、ケアマネ等と相談しながら比較検討・選択

制度施行後、何が起こったか④

(手数料)

- 実 態
 - ・全国平均5万5千円
 - ・調査事務は2～6時間程度?
 - ・公表情報入力事務の簡素化?
- 妥当性に対する意見、苦情等

(対応)運営状況(収支等)の公表

(対応)必用に応じた手数料条例の見直し

より良い情報公表制度の実現に向けて

- 1 制度の理解促進
- 2 早期全面施行への積極的な取組み
- 3 協力・協働（共につくる情報公表）

2 制度の適正な運用等について

2 制度の適正な運用等について

各都道府県におかれては、介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、情報公表制度の施行後2年目に入り、全体の運営としては概ね順調に施行されているものの、介護事業者や利用者等への周知等において十分な理解が得られていない状況も散見されることから、引き続き、情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて、次の各事項に留意の上、適正な運用をお願いしたい。

（１）情報公表制度のさらなる普及啓発について

情報公表制度の円滑な実施については、情報の活用主体である利用者等、情報の公表主体である介護事業者の理解が不可欠であることを踏まえ、今後とも引き続き、情報公表制度の利用者等や介護事業者に対する理解促進に努め、普及啓発を積極的に行うことが極めて重要である。

例えば、第三者評価や指導監査と混同されることが無いよう、情報公表制度の趣旨・目的等について、地道に理解促進に努めることが重要である。

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

情報公表制度は、利用者による適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、利用者に活用される制度として定着させることが何より重要である。

このため、今後とも引き続き、市町村（保険者）をはじめ、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等関係機関との連携のもとに、例えば、地域の事業者団体へ利用者等に対する周知の協力要請を行ったり、様々な会議等の場において説明を行っていただくなど、要介護者のいる世帯等への普及啓発にも積極的な取組をお願いしたい。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨・目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。

このため、各都道府県においては、介護事業者に対して、情報公表制度の趣旨・目的、報告する介護サービス情報の内容、調査事務の性格・方法等についての理解が得られるよう、今後とも引き続き、普及啓発の積極的かつ丁寧な実施に尽力願いたい。

（２）事業運営の透明性の確保について

情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、また、その際、公表を行うことが望ましい事項等について、平成19年1月29日付で事務連絡等により連絡してきたところである。

については、各都道府県においては、各都道府県等のホームページ等を活用して事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて各都道府県における適確な対応をお願いしたい。

（３）手数料の検証、見直し等について

情報公表制度の初年度においては、手数料の水準の妥当性等について介護事業者からの疑義、意見等が多く寄せられたところである。このため、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる手数料となるような必要な条例の見直し等の取組について、平成19年1月15日の全国厚生労働関係部局長会議、平成19年1月29日付事務連絡、平成19年2月19日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等により連絡してきたところであるが、重ねて各都道府県における適確な対応をお願いしたい。

(4) 調査員の均質性の確保等について

情報公表制度における調査は、介護事業所が客観的に説明できる事実をもって、それを確認するという作業であり、評価や指導等を行うものではない。

また、原則すべての介護事業所における共通の情報を調査し公表する情報公表制度においては、公表情報の均質性の確保が極めて重要である。

このため、各都道府県においては、調査員の主観によって調査結果が異なる等の事案が生じることがないように、引き続き、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員の均質性の確保に十分に留意いただきたい。

なお、調査員の調査外の行為（例：自社の紹介等）により、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないように、指定調査機関に対する必要な指導の徹底についてもお願いしたい。

3 平成 1 9 年度国庫補助について

平成19年度「介護サービス情報の公表」制度推進事業
モデル調査事業の実施イメージ及び検討課題

介護予防、地域密着型サービス等の公表項目の検討状況

介護サービス及び介護予防サービス等に係る
介護サービス情報（公表情報）等の構成例

介護サービス

介護特有項目
共通項目

※制度上は独立

予防等サービス

予防等特有項目
共通項目

※制度上は独立

介護&予防等サービス

予防等特有項目
介護特有項目
共通項目

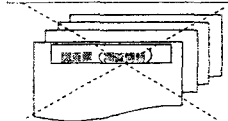
※調査・情報公表の実務上は一体

介護予防、地域密着型サービス等の報告、調査方法について

例えば、通所介護サービス事業者で、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の指定を併せて受けている場合、

(4種類のサービスを併せて実施)

1. 調査票を4枚置かせる?



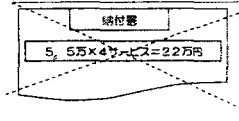
項目はほとんど共通であることからひとつにまとめるべき
(事業者に理解が得られない)

2. 訪問調査は4回?



一回で終了できるよう配慮
(事業者に理解が得られない)

3. 手数料は4倍?



報告・調査の業務に即した手数料設定の検討

基本となる介護サービスに加え、介護予防サービスを含めて複数のサービスを併せて実施している事業者等の負担に配慮した効率的な調査方法等を検討

検討すべき事項

1. 調査票の体裁
2. 調査方法について
3. システムとの連動について
4. 公表画面の表示等について



1. 調査票の体裁案（イメージ）

調査情報												
大項目	中項目	小項目	確認事項	確認のための材料	通所介護		介護予防通所介護		認知症対応型通所介護		介護予防認知症対応型通所介護	
					事業所記入	調査員記入	事業所記入	調査員記入	事業所記入	調査員記入	事業所記入	調査員記入
介護～	介護～	介護～	①利用者～	〇〇～	1							
					0							

- ・ 4サービスを一枚の帳票に
- ・ 項目での表記方法に必要となる工夫点等の検証等

基本情報

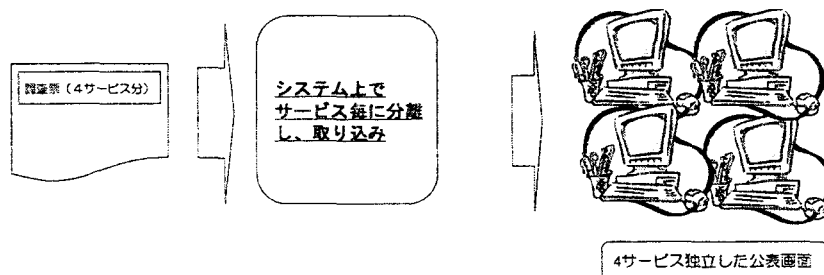
- ・ 職員数等、記入内容が異なるため、個別にせざるを得ない。
- ・ 所在地など共通事項は記載を省略できるような配慮の検討。

2. 調査方法について

- 例えば、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスの4サービスの指定を併せて受けている事業所の場合、4サービスを別々に調査するのではなく、1回で実施することで、事業者の負担に配慮する。

3. システムとの連携・公表画面の表示等について

- 公表画面については、従来のサービス毎の表示となる。



モデル調査事業の実施方法案

- これらの点を踏まえ、基本的に以下の要件の事業者を対象として実施し、効率的な調査等のあり方を検証する。
- 対象事業所は、なるべく介護予防、地域密着型サービス等の複数の指定を受けてサービスを提供している事業所とする。
 - 調査票は、基本となる介護サービスと関連する介護予防サービス等を一体的にまとめたものを使用する。

平成19年度「介護サービス情報の公表」関係国庫補助事業について

在宅福祉事業費補助金 介護サービス適正実施指導事業 「介護サービス情報の公表」制度推進事業実施要綱（案）

ア 目的

この事業は、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査手法及び調査内容等の検証を行うことを目的とする。

イ 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。但し、事業の全部又は一部を指定情報公表センターの指定をしている法人等に委託することができる。

ウ 事業内容

(ア) モデル調査事業

① モデル調査の実施

a 調査対象

調査対象サービスは以下のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護
- (2) 介護予防訪問入浴介護
- (3) 介護予防訪問看護
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 介護予防通所介護
- (6) 認知症対応型通所介護
- (7) 介護予防認知症対応型通所介護
- (8) 介護予防通所リハビリテーション
- (9) 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- (10) 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
- (11) 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- (12) 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
- (13) 介護予防福祉用具貸与
- (14) 特定福祉用具販売
- (15) 特定介護予防福祉用具販売
- (16) 短期入所生活介護
- (17) 介護予防短期入所生活介護
- (18) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (19) 短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- (20) 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- (21) 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- (22) 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

b 実施箇所数

調査対象サービス毎に複数箇所とする。

c 調査対象事業所の選定

調査対象事業所は、別紙1「調査対象事業所及び調査候補者選定基準」(以下、「選定基準」という。)により選定し、調査対象事業所の同意を得て決定するものとする。

d 実施方法

(a) 各調査対象事業所毎の調査体制

1事業所当たり調査員2名1組で訪問調査を実施するものとする。

(b) 調査日数

1調査当たり訪問調査日数は概ね1日とする。

e 調査様式

別に定める調査対象事業所毎の調査様式により実施するものとする。

f その他

調査スケジュールが確定し次第厚生労働省へ報告するものとする。

② モデル調査事業調査員の選定等

a モデル調査事業調査員候補者の選定

モデル調査事業調査員候補者は、別紙「選定基準」により選定し、モデル調査事業調査員候補者の同意を得て決定するものとする。

なお、今年度のモデル事業は、対象となる介護予防サービス等について、主として既に情報公表が施行されている介護サービスの指定を併せて受けている事業所等において調査を実施することにより、調査方法等の検証を行うことが目的のひとつである。

そのため、モデル調査事業調査員候補者の選定に当たっては、原則として、制度施行後調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者とすること。

また、同業他社の役員・職員ではない者とするよう配慮するとともに、原則1サービス当たり4名とし、可能な限り制度施行を踏まえた選定とすること。

b 中央研修への派遣

都道府県は、モデル調査事業調査員候補者を中央研修へ派遣する。

なお、今回の中央研修においては、モデル事業対象サービスが22サービスと多岐に渡ること、また、調査員候補者が、上記aの考え方に基づいて選定されていることを踏まえて、既に施行されている介護サービスと共通部分の公表項目に係る説明は割愛するものとする。

c 事前説明会の開催

都道府県は、中央研修を修了したモデル調査事業調査員、調査対象事業所に対して事前説明会を開催し、訪問調査の日程調整等を行う。

③ 都道府県検証会議の開催

a 内容

調査結果を集約・整理し、調査方法、事業所情報公表項目等の検証を行うものとする。

b 構成

都道府県職員、指定情報公表センターの指定をしている法人、調査員、調査対象事業所職員等で構成するものとする。

c 報告書の作成

報告書を作成し、8月末迄に厚生労働省へ提出する。

(注) 調査後の調査票及び調査の集計結果については、検証会議の前の7月末迄に介護サービス情報公表支援センターに提出すること。

エ 実施上の留意点

- (ア) モデル調査事業の実施に当たっては、制度施行時の実施方法、実施体制等を念頭に置いた体制で実施するように努めること。但し、調査対象事業所が特定される形での調査結果の公表及び調査対象事業所からの調査費用の徴収は行わないこと。
- (イ) 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本事業実施における利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いについては別に定めるものとする。

調査対象事業所及び調査員候補者選定基準

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
介護予防訪問介護	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・訪問介護サービスの指定も受けており、 <u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防訪問入浴介護	同上	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・訪問入浴介護サービスの指定も受けており、 <u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防訪問看護	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（看護師等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・訪問看護サービスの指定も受けており、 <u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防訪問リハビリテーション	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・訪問リハビリテーションサービスの指定も受けており、 <u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防通所介護	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、 <u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
認知症対応型通所介護	同上	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、 <u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・認知症対応型サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
介護予防認知症対応型通所介護	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防認知症対応型サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防通所リハビリテーション	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・通所リハビリテーションサービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・特定入居者生活介護（有料老人ホーム）の指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	同上	経営主体の形態、運営の形態が偏らないように配慮すること。
介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	同上	1. 選定に当たっては、以下のような異なるサービス提供体制の事業所を、都道府県の実情に応じて考慮すること。 ・特定入居者生活介護（軽費老人ホーム）の指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業所</u> ・介護予防サービスのみを単独で提供している事業所 2. 経営主体及び事業所の規模についても、都道府県の実情に応じた多様な様態を選定すること。
地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	同上	経営主体の形態、運営の形態が偏らないように配慮すること。

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
介護予防福祉用具貸与	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（介護支援専門員等） 2. 上記以外の者	選定に当たっては、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。
特定福祉用具販売	同上	選定に当たっては、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。
特定介護予防福祉用具販売	同上	選定に当たっては、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。
短期入所生活介護	同上	1. 選定に当たっては、介護予防短期入所生活介護、地域密着型短期入所者生活介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。 2. 施設形態（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設）等にも配慮して選定すること。
介護予防短期入所生活介護	同上	1. 選定に当たっては、短期入所生活介護、地域密着型短期入所者生活介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。 2. 施設形態（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設）等にも配慮して選定すること。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	同上	1. 選定に当たっては、短期入所生活介護、介護予防短期入所者生活介護サービスのいずれか又は全ての指定も受けており、当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。 2. 施設形態（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設）等に配慮して選定すること。

区分	調査員候補者選定基準	調査対象事業所選定基準
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	原則として、本制度の調査員養成研修を履修し、調査員として登録されている者で、次の1又は2に該当する者を原則として各2人 1. 介護サービスに関する知識を予め有する者（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等） 2. 上記以外の者	1. 選定に当たっては介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	同上	1. 選定に当たっては短期入所療養介護（介護老人保健施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。
短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	同上	1. 選定に当たっては介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。
介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	同上	1. 選定に当たっては短期入所療養介護（介護療養型医療施設）サービスの指定も受けており、<u>当該サービスの調査もモデル事業の調査として併せて実施することが可能な事業者を考慮すること。</u> 2. 医療機関の種類（病院・診療所）及び施設形態（従来型、ユニット型）等にも配慮して選定すること。

「介護サービス情報の公表」制度推進事業交付要綱（案）

在宅福祉事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

3 この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

基 準 額	対 象 経 費	補助率
厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度推進事業の実施に必要な報償費、賃金旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2

「介護サービス情報の公表」制度推進事業の内容

平成19年度においては、平成18年度に事業所情報公表項目案の検討を行った介護予防サービス等の22サービス（細分ベース）を対象とするモデル調査事業を実施する予定としている。

これらのサービスの多くは、基礎となる介護サービスにかかる情報公表が今年度までに施行されており、これらを併せて実施している事業者の事務的な負担等を考慮した効率的な報告・調査を実施することを念頭においたモデル事業を実施する。

当該サービスに係るモデル調査事業調査員中央研修を6月中に実施する予定としている。各都道府県においては、モデル調査事業調査員の選定、中央研修会への派遣等について、速やかな手続きをお願いしたい。中央研修受講調査員については、5月下旬頃には把握する予定としているので了知されたい。

モデル調査事業では、次のような流れで、各種課題を抽出する予定である。なお、各種調査票については、支援センターが実施する中央研修会においてお示しするので了知されたい。

なお、システム改修を本年度末までに実施する予定のため、モデル事業に係るスケジュールを昨年度より前倒しして実施することとしており、調査結果の集計については、7月中を目途に支援センターが行う調査研究事業の中で全国集計を行うこととしているので、各都道府県においては、調査後の調査票及び調査結果を七月末までに支援センター宛送付願いたい。

また、報告書については、8月末までに当職宛送付願いたい。

【各種調査票による課題の抽出】

1 基本情報項目調査票（事業所用）

基本情報項目について、事業所が記入するに当たっての問題点の抽出

2 調査情報項目調査票（事業所・調査員共通）

- ・事業所において、予め記載されている確認のための材料に基づく事実確認及び予め記載されていない確認のための材料の抽出
- ・調査員が行う確認のための材料の事実確認における問題点の有無の抽出

3 総括調査票（事業所用）

事業所が訪問調査を受けるに当たっての負担、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出

4 総括調査票（調査員用）

調査員養成研修の内容、訪問調査を行う調査員の構成、調査業務の量、訪問調査の内容等に係る問題点の抽出



【検証会議における意見の抽出】

1 各種調査票に基づいて、調査票の記載が困難な項目に関する意見、調査票記載内容に関する補足的意見等を抽出

- ・事業所からの意見
- ・調査員からの意見

2 都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、次の事項に関する意見交換を行い、そこで得られる意見等を抽出

- ・ 実施体制に関する意見
- ・ 事業全体の運営方法に関する意見
- ・ その他



【報告書の作成】

(注) 適宜、調査対象サービスごとに区分して記載

1 各種調査票の集計結果

- ① 基本情報項目調査票（項目記載上の問題点）の集計結果
- ② 調査情報項目調査票の集計結果
- ③ 総括調査票（事業所用）の集計結果
- ④ 総括調査票（調査員用）の集計結果

2 検証会議における意見

- ① 事業所からの意見
- ② 調査員からの意見

3 都道府県における意見（1、2等を踏まえた次の①から⑥に関する総括的意見）

- ① 実施主体の業務に関する意見
- ② 実施体制に関する意見
- ③ 調査方法に関する意見
- ④ 訪問調査を行う調査員の構成に関する意見
- ⑤ 事業所情報公表項目に関する意見
- ⑥ 情報の公表方法に関する意見

○モデル調査実施に当たっての留意点

(a) 個人情報の取扱い

事業所の訪問調査においては、本来は、事業所が保有する利用者又は家族に関する個人情報を閲覧する機会があるが、事業所には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づく個人情報の利用目的による制限がある。

このため、モデル調査事業実施に当たっては、事業所は、事業所が自ら調査情報項目を記入する際に用いた確認のための材料のうち、個人を特定する情報を削除したサンプル1部を事前に準備するものとする（すなわち、モデル調査事業においては、個人情報の閲覧は行わない。）。

【個人情報の保護に関する法律】

(平成15年5月30日 法律第57号)

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を

遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(b) 守秘義務の取扱い

調査員は、訪問調査に当たり、事業所の運営内容等を知り得る立場にあることから、都道府県又は事業受託団体と調査員との間において、モデル調査事業実施に当たっての守秘義務に係る誓約書を取り交わすこととする。

また、誓約書の様式例を次のとおり示すので参考にされたい。

なお、本事業を委託により実施する都道府県にあつては、事業受託団体と委託契約上、守秘義務に関する定めを置くこととする。

(様式例)

誓 約 書

「介護サービス情報の公表」都道府県モデル調査事業における事業所の調査に当たり、次のとおり誓約します。

調査に携わったことにより知り得た次の情報について、当該事業を遂行する者以外の第三者に漏洩しないとともに、当該事業の目的以外に使用しない。

また、当該事業終了後においても同様とする。

- ・利用者及び家族の個人情報
- ・事業者の業務内容、経営内容等の情報
- ・その他、調査を通じて知り得た情報

平成 年 月 日

実施主体

代表者

殿

住所

調査員氏名

印

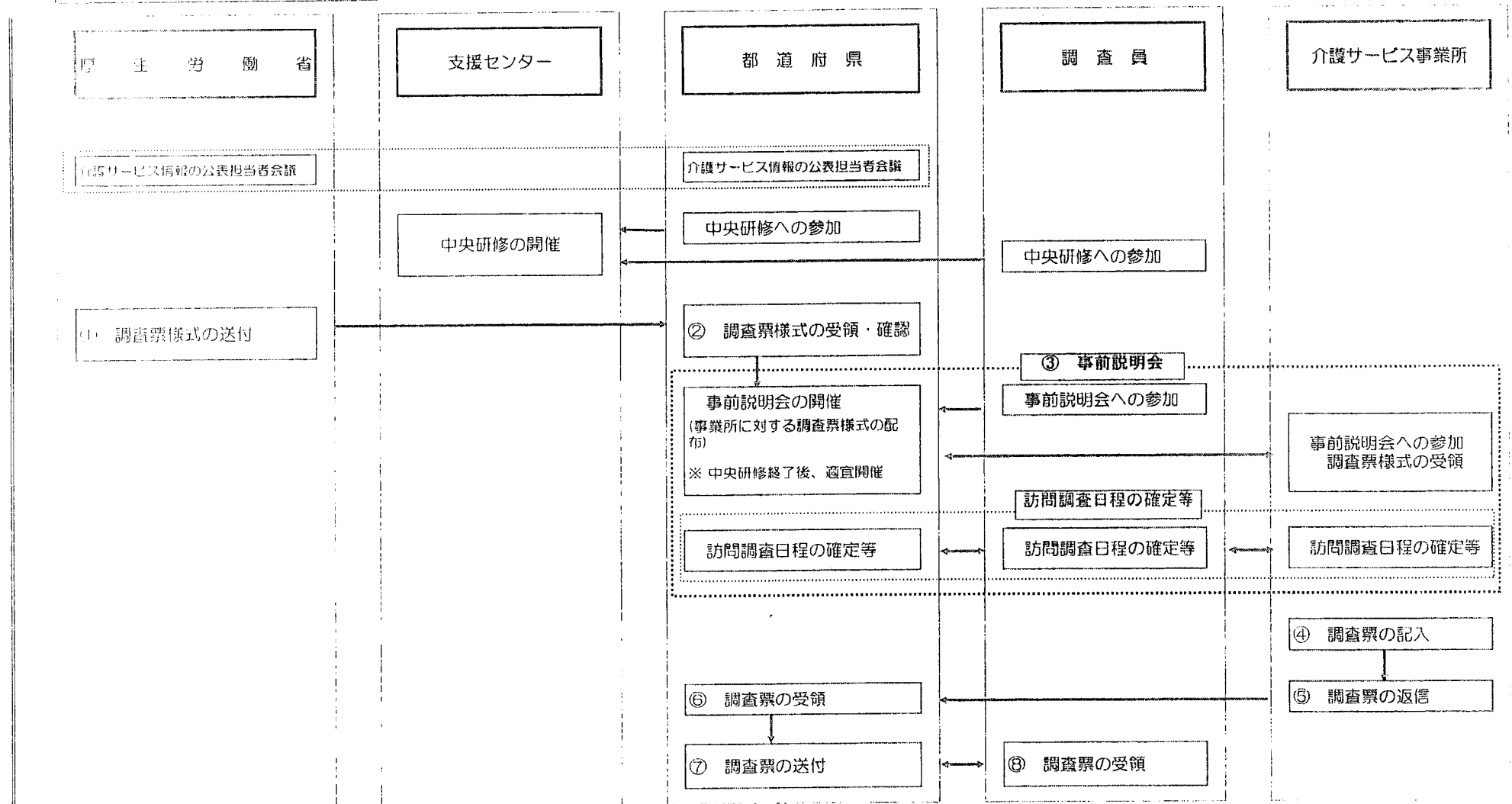
(c) モデル調査事業の実施要領（案）

モデル調査事業の流れ、実施要領（案）は、以下に示すとおりである。

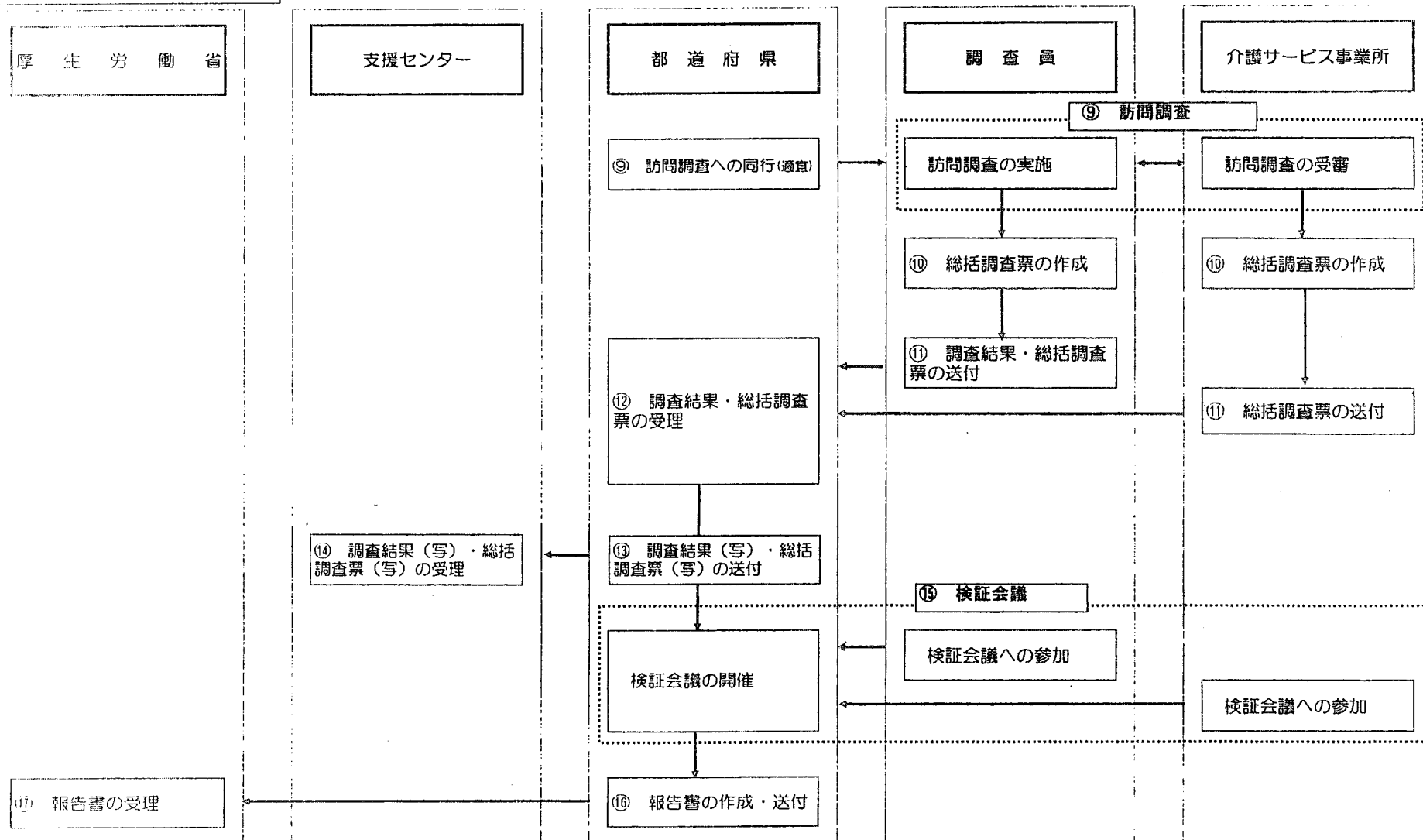
(3) 都道府県モデル調査事業の流れ

都道府県モデル調査事業の実施方法・手順

【モデル調査－1】



【モデル調査-2】



(3) モデル調査事業の実施要領（案）

スケジュール項目	実 施 内 容	留意点
モデル調査事業の 目的	利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査内容、訪問調査を行う調査員の構成、研修カリキュラム、実施体制等の検証を行うこと。	
中央研修への参加	1. 日程及び会場 日程及び会場については調整中。 2. 留意点 - 都道府県職員の参加者数は、会場規模の都合により全サービスを通じて原則2名とする。 なお、事業を委託している場合は、受託団体の職員が都道府県職員と同行して差し支えないが、その場合であっても、合計2名以内とする。 - 中央研修修了者については、介護サービス情報公表センターから都道府県に対して研修修了者名簿が送付される。また調査員に対する修了証の交付を行う。	
①調査票様式の 送付 ②調査票様式 の受領・確認	1. 日程 - 各サービス用調査票様式が完成次第、当職から都道府県に対して速やかに送付する。 2. 手順 - 調査票様式の送付 各調査票様式等は原則電子媒体にて送付する。（①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票（調査員用）、④総括調査票（事業所用）⑤その他必要書類） - 調査票様式の受領・確認 都道府県は、調査票様式受領後速やかに確認し、受領した旨を当職宛に連絡する。	
③事前説明会の開	1. 内容 事前説明会は、調査員及び事業所に対し、本モデル事業の趣	

旨の徹底、理解の促進を図る観点からの説明を行うとともに、訪問調査の日程、段取り等を確認するために実施する。

2. 日程

- ・ 中央研修終了後、1 日程度で実施する
- ・ 各サービス毎の開催、複数サービスをまとめて開催、全サービス同時開催等適宜開催して差し支えない。

3. 参加者

- ・ 調査員、事業者及び都道府県（及び事業受託団体）担当者等とする。

4. 手順

- ・ 必要書類の配布

（調査員）

- ・ 総括調査票（調査員用）
（基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、事業所が記入した後配布）
- ・ 委嘱状等（各都道府県の実情に応じて）
- ・ 守秘義務遵守に関する誓約書（様式例参照）
- ・ その他（必要に応じて当職より送付する資料）

（事業所）

- ・ 調査票様式
（①基本情報項目、②調査情報項目、③総括調査票（事業所用））
- ・ その他（必要に応じて当職より送付する資料）

- ・ モデル事業の趣旨説明

中央研修会資料等に基づき、調査員及び事業所に対する「介護サービス情報の公表」制度の趣旨・目的、モデル調査の趣旨・目的、内容等についての説明を行う。

- ・ 訪問調査日程の確定等

（事業所からの調査票の提出期限）

都道府県と事業所との間で、事業所が記入した基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票の提出期限を定めておく。（基本的に、事前説明会終了後、速やかな記入を依頼する。）

また、総括調査票（事業所用）は、訪問調査終了後速や

	かに送付することとして定めておく。 (訪問調査の日程調整) 訪問調査の日程調整は、関係者が一堂に会する事前説明会時に行っておくことが望ましい。 また、実際の訪問調査は事前説明会終了後から7月末までの早い段階で適宜実施する。 (調査員からの調査結果の提出期限) 基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票については、各訪問調査終了後速やかに都道府県へ送付することとして定めておく。 また、総括調査票(調査員用)については、各調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに送付することとして定めておく。 (検証会議の日程調整) 検証会議の日程調整についても、事前説明会時に調整しておくことが望ましい。 ・ 調査結果の取扱い方法 調査員に対し、調査結果については(写)をとらず、全て都道府県へ提出させるよう徹底する。	
④調査票の記入 ⑤～⑧調査票の送付等	(実施手順) ① 事業所は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票について自ら記入する。 ② 事業所は、調査票記入後、都道府県へ提出する。 ③ 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、事業所へ確認の上、都道府県において記入する。 ④ 都道府県は、事業所から提出された調査票について、各調査員用1部ずつ(合計2部)をコピーし、調査員へ送付する。	
⑨訪問調査の実施	(実施手順) ① 各調査員による調査票の確認	

	② 調査員間の事前打ち合わせ 必要に応じて、調査員間でヒアリングの役割分担等の事前打合せを行う。 ③ 訪問調査の実施 訪問調査は、中央研修の内容に即して実施する。 ④ 都道府県職員の訪問調査への同行 都道府県職員は、適宜訪問調査へ同行して差し支えない。	
⑩総括調査票の作成	(実施手順) 調査員及び事業所は、訪問調査終了後速やかに、各総括調査票を記入する。	
⑪調査結果・総括調査票の送付	(実施手順) ・調査員 調査員は、基本情報項目調査票及び調査情報項目調査票を都道府県へ送付する。 また、調査員が担当する全ての訪問調査終了後速やかに総括調査票（調査員用）を都道府県へ送付する。 ・事業所 事業所は、訪問調査終了後速やかに、総括調査票（事業所用）を都道府県へ送付する。	
⑫調査結果・総括調査票の受理 ⑬調査結果（写）の送付	(実施手順) ・調査員からの調査結果・総括調査票 ① 都道府県は、調査票の受理後、記入内容を確認し、無記入欄がある場合には、調査員へ確認の上、都道府県において記入する。 ② 都道府県は、調査員からの調査結果（基本情報項目調査票（写）、調査情報項目調査票（写）、総括調査票（写））を適宜取りまとめ、介護サービス情報公表支援センター宛に送付する。（介護サービス情報公表支援センターにおいて集計を行うこととしている。） ・事業所からの総括調査票 都道府県は、事業所からの総括調査票を7月末までに取りまとめ、介護サービス情報公表支援センター宛に送付する。	

⑭検証会議の開催

1 内容

調査結果及び課題を集約・整理し、事業主体の業務、実施体制、調査方法、調査員の構成、事業所情報公表項目案等の検証を行う。

2 日程

訪問調査終了後、各サービス毎の開催、複数サービス（類似サービス等）をまとめて開催等適宜実施する。

3 参加者

調査員、事業者、都道府県（及び事業受託団体）担当者等

4 資料

- ・基本情報項目調査票調査結果
- ・調査情報項目調査結果
- ・総括調査票（事業所用）調査結果
- ・総括調査票（調査員用）調査結果
- ・その他

5 手順

- ・事業所から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。
- ・調査員から、各種調査票に記載することが困難な意見、調査票記載内容の補足的な意見等を集約する。
- ・都道府県（及び事業受託団体）と調査員及び事業所との間で、実施体制、事業全体の運営等の問題点等を意見交換する。

介護保険事業費補助金

「介護サービス情報の公表」制度支援事業実施要綱（案）

1. 目的

利用者の権利擁護、サービスの質の確保等の観点から、介護サービス事業者に対し、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度の円滑な施行の支援を行うことを目的とする。

2. 事業実施主体

事業の実施主体は都道府県とする。ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認められる団体等に委託することができる。

また、都道府県に替わって、介護保険法第115条の36に規定する指定情報公表センターの指定を受けた法人及び介護保険法第115条の30に規定する指定調査機関の指定を受けた法人が事業を実施する場合には、当該法人に対して助成することができる。

3. 事業内容

（1）介護サービス情報の公表事業

介護サービス情報の公表制度の調査事務、情報公表事務等の円滑な施行のために必要な事業とする。

（2）都道府県介護サービス情報公表システム（追加サービス分）導入事業

別途開発する都道府県介護サービス情報公表システム（追加サービス分）について、都道府県において導入する事業とする。

（3）普及・啓発事業

「介護サービス情報の公表」制度について事業者、利用者等に対する普及・啓発を行う事業とする。

（実施方法）

次の事業を実施する。

ア パンフレット等の作成

イ 広報誌等の作成

ウ シンポジウム等の開催

エ その他普及・啓発のために必要な事業

(4) 調査員指導者養成事業

都道府県において、調査員指導者を養成する事業とする。

4. 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、予算の範囲内で補助するものとする。

「介護サービス情報の公表」制度支援事業交付要綱（案）

介護保険事業費補助金交付要綱（案）

（抜粋）

3 この補助金は次の事業を対象とする。

～（略）～

基 準 額	対 象 経 費	補助率
厚生労働大臣が必要と認めた額	「介護サービス情報の公表」制度支援事業に必要な賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、報酬、報償費、旅費、通信運搬費、補助金（指定情報公表センターの指定を受けた法人が事業を実施する場合は、都道府県が助成する対象経費として、給料、職員手当及び社会保険料事業主負担金を含む。）	1／2

4 今後のスケジュールについて

「介護サービス情報の公表」

今後のスケジュールについて（予定）

	事 項	内容、スケジュール等
厚生労働省	厚生労働省令改正 （サービスの追加）	・ 項目（案）の骨格については平成19年中に固めることを目途とする。 ・ 平成20年2月公布
	その他の技術的助言	・ 改正施行通知（平成20年2月上旬）
	制度の普及・啓発 （利用者・事業者団体等）	・ 適宜実施

	事 項	内容、スケジュール等
都道府県	モデル調査事業	・ 中央研修会（平成19年6月） ・ モデル調査（平成19年7月） ・ 結果の報告等（平成19年 調査票 7月末、報告書 8月末）
	調査員（指導者）養成	・ 追加サービスの調査員指導者の養成（平成20年2月～） ・ 追加サービスの調査員養成研修（平成20年3月～） ・ 調査員の登録（平成20年4月）
	公表システム整備	・ 追加サービス分のシステム導入（平成20年3月～）
	制度の普及・啓発 （利用者・事業者団体等）	・ 適時実施

		事 項	内容、スケジュール等
シルバースー ビス振興会		モデル調査員中央研修	・ 中央研修会（平成１９年６月）
		項目作成等 19' 作成の22サービス 20' 作成のサービス（未定）	・ 検討部会等の開催（平成１９年８月～平成２０年２月） 19' 作成の22サービス（平成１９年 ８月下旬～９月） 20' 作成のサービス（平成１９年１２月～平成２０年２月） ※（19' 作成の22サービス項目確定後）
	公表 シス テム	都道府県分	・ 追加サービス分の開発 （平成１９年１１月～平成２０年３月）
		中央分	・ 開発・導入の実施（平成１９年１１月～平成２０年３月）
		調査員養成研修教材	・ 教材作成（平成１９年１２月～平成２０年２月）
		調査員指導者養成	・ 養成研修の開催（平成２０年２月） ※（調査員養成研修教材作成後実施）
		制度の普及・啓発支援 （利用者・事業者団体等）	・ 適時実施

5 平成19年度システムの配布について

平成19年度介護サービス情報公表システムについて

1. システム配布スケジュールについて

介護サービス情報公表システム（以下、公表システムという）の配布スケジュールにつきましては、厚生労働省より平成19年1月25日の事務連絡にてお示ししております通り、下記のスケジュールにて準備をしておりますのでご確認ください。

（1）新規3サービス及び既存9サービスのシステム改訂

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 調査票配布（暫定版） | 4月10日（月）＜配布済＞ |
| ② 調査票集約支援ツール配布（先行版） | 5月21日（月）（予定） |
| ③ 公表システム本体改訂ソフト配布 | 6月中（予定） |

① 調査票配布（暫定版）＜4月10日 配布済＞

調査票（暫定版）は、19年度早期に介護サービス情報の公表の報告、調査等を実施される都道府県において調査票が必要となるため、早期提供を重視し作成したものです。

公表システムの全体の構築上、この時点では十分な検証（稼働確認）ができていないため、単なるエクセルの調査票のみに使用するための提供でありCSV変換ができるものではありません。（②の調査票集約支援ツール、③の公表システム本体改訂ソフトに対応するものではありません。）

この調査票を使用している場合は、②の調査票集約支援ツール（暫定版）の調査票（ツール検証済）へのデータのパンチまたはデータコピーの作業が必要となります（セル毎のコピーが必要）。

その他、4月10日の配布物といたしましては、記入要領、記録要領（暫定版）をお送りしておりますが、記録要領（修正版）は5月に同時配布する予定となっております。また、4月12日には、調査票（訪問リハビリテーション）と記入要領の差し替え版を送付しておりますので、ご確認ください。

② 調査票集約支援ツール配布（先行版）（CD-ROM）

調査票集約支援ツール配布（先行版）は、本来、③公表システム本体改訂ソフト配布（6月中）の際に併せて配布いたしますが、少しでも早く都道府県における情報の公表業務が実施できるよう事前に配布するため（先行版）としています。

ただし、調査票集約支援ツール（先行版）は、稼働テスト済のものであり、CSV変換が可能となりますので、このまま業務にご使用可能です。（③の公表システム本体改訂ソフトに対応するものです。）

5月21日に配布を予定しているものは、下記の通りとなります。

- ・ 調査票集約支援ツール（業務上使用可能：先行版）
- ・ マニュアル（調査票集約支援ツール対応）
- ・ 調査票（ツール検証済：正式版）
- ・ 調査票変更履歴一覧（暫定版と正式版の変更履歴一覧）
- ・ 記録要領（修正済：正式版）

（ご参考：調査票にかかる主な変更点（現時点で項目の増減・移動等はございません。））

- ・ 入力規則・書式設定・コメント・記載文言等の修正
- ・ シートの保護を設定

③ 公表システム本体改訂ソフト配布（CD-ROM）

公表システム本体改訂ソフトは、19年度に対応する最終的なシステムの配布となります。これには、②と同様の調査票集約支援ツールも併せ配布する予定です。

6月中に配布を予定しているものは、下記の通りとなります。

- ・ 公表システム本体改訂ソフト
- ・ マニュアル（公表システム本体改訂ソフト対応）
- ・ 調査票集約支援ツール（正式版）
- ・ データ移行ツール（※）
- ・ 手順書（データ移行ツール対応）

※ データ移行ツール

19年度システムでは、同じデータベースに18年度データと19年度データの両方を持たせます（18年度システムでは単年度（18年度）のみの対応としておりました）。調査票の項目が異なることで、新システムより複数年度に対応するために、新たに「計画年度」という共通項目がデータベースに追加されます。したがって、現行の18年度データを新システムのデータベースに対応させるため、「データの移行」が必要となります（18年度データに計画年度を追加することにより、複数年度のシステムに対応できるようにします）。

2. 平成19年度の事務連絡について

（1）バージョンアップ対応等について（事務連絡（2007/04/13））

（要旨）公表システムにかかる製品（動作保証範囲内）のバージョンアップ等につきましては差控えていただきますようお願い申し上げます。また、動作保証範囲外の製品等につきましては都道府県・公表センターの責任にてご対応ください。

- (2) 公表システムの作動にかかる周知事項について(事務連絡(2007/05/01))
(要旨) 個別のパソコン設定(インターネットにおけるプライバシー設定)等により、公表システムが利用できないケースがありますので、現象・対処法につきご承知おきください。
- (3) 都道府県データの提供について(事務連絡(2007/05/08))
(要旨) 今後のデータ提供につきましては、随時ご提供をいただけますようお願い申し上げます。

3. 平成18年度の実施事項について(ご参考)

- 平成18年度公表システム関連一式の郵送(5月31日)
(調査票(確定版)、調査票集約支援ツール、マニュアル一式、アプリケーションインストール用CD-ROM、アプリケーション導入手順書)
- システムヘルプデスクの設置(6月1日)
ヘルプデスクへの質問は平成19年2月末までで761件となっております。
- 都道府県設置のDBサーバの取扱いに関する注意事項(8月11日)
DBサーバ導入手順書(Tamino シャットダウン手順書)の送付
- 集計システム用のルータ設置に関するご案内(10月31日)
- データ提供に関するお願い(19年1月10日)
- 公表システムに関する改善要望を収集(19年1月16日)
メーリングリストを活用して、公表システムの改善に関するご意見・ご要望をお伺いしたところ、67件が寄せられました。これまでにいただいた44件と合わせ111件のご意見・ご要望をいただいております。
これに対し、平成19年度対応の新システム(18年度システムの改訂+19年度から追加の3サービスに対応するシステム)の導入に伴い、8件の要望に対応させていただきました。それ以外の案件に関しましては、システム対応不可と思われる案件等も含み、今後のシステム改善に向けての評価・検討の際に活用させていただきます。

○ 介護サービス情報公表システムの利用に関する注意事項について

(Windows Vista 等に関する対応について) (19年2月19日)

現状としましては、動作保証範囲を OS : Windows 2000・Windows XP、Excel : Excel 2000・Excel 2003 としております。その他、Windows Vista 等の動作環境においては、文字コード等への対応において不具合が生じる可能性がある旨を注意喚起させていただきました。

○ 「全国介護サービス情報サイト一覧」ページの更新 (19年2月20日)

(公表画面トップページの日本地図にかかる全都道府県リンク先情報を設定)

○ その他 (不具合対応等)

- ・ 調査票集約支援ツールの不具合 (必須入力) 修正対応 (6月14日)
- ・ 公表画面の文字化け対応 (例 : 「①」 → 「(1)」) (8月23日)
- ・ 基本情報項目 (訪問看護) にかかる不具合修正対応 (9月27日)
- ・ 調査票集約支援ツールの不具合 (率・割合等の自動変換、エラーチェック等) 修正対応 (12月7日、2月25日)

4. その他

公表システムにかかる業務対応の中で、新たに出てくる案件等 (不具合や改善要望等) に関しましては、随時検討していくこととさせていただきますので、宜しくお願い致します。

6 推進協議会の運営について

○ 制度推進協議会の登録状況について

都道府県及び指定情報公表センターの制度推進協議会の登録状況は次のとおり。(平成 19 年 5 月 14 日現在)

介護サービス情報の公表制度推進協議会 都道府県・指定情報公表センター会員登録状況			
	都道府県	会員登録の有無	
		都道府県	公表センター
1	北海道	○	○
2	青森県	○	○
3	岩手県	○	○
4	宮城県	○	○
5	秋田県	○	○
6	山形県	○	○
7	福島県	○	○
8	茨城県	○	○
9	栃木県	○	○
10	群馬県	○	県直営
11	埼玉県	○	○
12	千葉県	○	県直営
13	東京都	○	○
14	神奈川県	○	○
15	新潟県	○	○
16	富山県	○	○
17	石川県	○	県直営
18	福井県	○	○
19	山梨県	○	○
20	長野県	○	県直営
21	岐阜県	○	○
22	静岡県	○	○
23	愛知県	○	○
24	三重県	○	○
25	滋賀県	○	○
26	京都府	○	○
27	大阪府	○	○
28	兵庫県	○	○
29	奈良県	○	○
30	和歌山県	○	○
31	鳥取県	○	県直営
32	島根県	○	○
33	岡山県	○	○
34	広島県	○	○
35	山口県	○	県直営
36	徳島県	○	○
37	香川県	○	○
38	愛媛県	○	○
39	高知県	○	○
40	福岡県	○	○
41	佐賀県	○	○
42	長崎県	○	○
43	熊本県	○	○
44	大分県	○	○
45	宮崎県	○	○
46	鹿児島県	○	○
47	沖縄県	○	○

47

41

介護サービス情報の公表制度推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、介護サービス情報の公表制度推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 推進協議会は、介護サービス情報の公表制度の運営に当たり、国や都道府県間等において全国的・広域的な見地から協働して推進していくことが適当と考えられる事項について、協議しながら連携し実施していくことを目的とする。

(会 員)

第3条 推進協議会の会員は、原則として、都道府県、指定情報公表センター、社団法人シルバーサービス振興会及び国であつて、推進協議会の目的に賛同したものとする。

- 2 会員は、別に定める様式に必要な事項を記入の上、事務局に提出し会員登録を行う。また、会員に変更がある場合又は退会しようとする場合は、別に定める様式に記入の上、事務局に提出し登録の変更又は抹消を行う。なお、この手続きがなされない限り、会員の登録は自動更新されるものとする。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、会の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 介護サービス情報の公表制度の運営に当たり、国における制度施行状況等に関する情報の収集、各都道府県間の取り組み状況の把握、これらに関する意見交換等に関する事項
- (2) 介護サービス情報の公表制度の運営に当たり、国、社団法人シルバーサービス振興会・介護サービス情報公表支援センター（以下「支援センター」という。）、都道府県間等において必要となる支援方策に関する事項
 - ・調査の均質性の確保に関する事項
 - ・調査事務及び情報公表事務の省力化、支援方策等に関する事項
 - ・介護サービス情報の公表制度の普及啓発に関する事項
 - ・その他、必要な支援方策に関する事項

(3) その他、推進協議会の目的を達成するために必要な事項

(運営委員会)

第5条 推進協議会の取り組みを円滑に進めるため、必要に応じて運営委員会を設置することができる。また、運営委員会には、代表を置く。

2 運営委員会は、推進協議会の取り組みを円滑に進めるため、必要に応じて推進協議会に付議する事項について事前に協議する。

(事務局)

第6条 推進協議会及び運営委員会の事務局を、支援センターに設置する。

2 事務局は、推進協議会及び運営委員会の事務を行う。また、推進協議会及び運営委員会の取り組みを円滑に進めるため、これらに付議する事項の原案等を作成する。

3 事務局は、推進協議会及び運営委員会の協議の結果を受け、介護サービス情報の公表制度を円滑に運営するに当たって必要な事業を実施する。

(事務局等経費の負担)

第7条 事務局は、会員がそれぞれ負担することが適当な費用について、会員に対する説明を行い、会員の同意を得て徴収することができるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

都道府県用

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録申請書

介護サービス情報公表支援センター長
(介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の

規定に基づき、下記の内容にて登録いたします。

* 登録者は主管部（局）（組織で）を登録いただくこととなります。

申請日 平成 年 月 日

都道府県名					
住 所		〒 —			
会員登録欄	部署名				
		TEL		FAX	
連絡先担当者	役職名				
	氏 名				
	TEL		FAX		
	E-mail				

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録申請書

介護サービス情報公表支援センター長
(介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の

規定に基づき、下記の内容にて登録いたします。

* 登録者は指定情報公表センターを登録いただくこととなります。

申請日 平成 年 月 日

都道府県名			
住 所	〒 ー		
会員登録欄	指定情報公表センター名		
	TEL	FAX	
連絡先担当者	役職名		
	氏 名		
	TEL		FAX
	E-mail		

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録変更届出書

介護サービス情報公表支援センター長
 (介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の
 規定に基づき登録した内容を以下のとおり変更いたします。

※ 変更のある事項のみ記入してください。(但し、都道府県名は必須)

変更申請日 平成 年 月 日

都道府県名 (必 須)					
住 所		〒			
会員登録欄	部署名				
		TEL		FAX	
		— —		— —	
連絡先担当者	役職名				
	氏 名				
	TEL	— —		FAX	— —
	E-mail				

介護サービス情報の公表制度推進協議会 登録変更届出書

介護サービス情報公表支援センター長
(介護サービス情報の公表制度推進協議会 事務局長) 殿

介護サービス情報の公表制度推進協議会 設置要綱 第3条2項の
規定に基づき登録した内容を以下のとおり変更いたします。

※ 変更のある事項のみ記入してください。(但し、都道府県名及び指定公表センター名は必須)

申請日 平成 年 月 日

都道府県名 (必須)			
住 所	〒		
会員登録欄	指定情報公表センター名(必須)		
	TEL	FAX	
	— —	— —	
連絡先担当者	役職名		
	氏 名		
	TEL	— —	FAX — —
	E-mail		

○ 介護サービス情報公表支援センターホームページの開設について

介護サービス情報の公表支援センターのホームページをリニューアルするとともに、全国における介護サービス情報の公表制度の円滑な運営、均質性の確保、情報の共有等を目的に制度推進協議会専用ページを設置した。

(専用ページTOP画面)

介護サービス情報公表支援センター
「介護サービス情報の公表」制度推進協議会 専用ページ

全国における介護サービス情報の公表制度の円滑な運営、均質性の確保、情報の共有等を目的に設置した「介護サービス情報の公表」制度推進協議会の専用ページです。

TOP

通知・事務連絡
厚生労働省／支援センター

介護サービス情報
Q&A

介護サービス情報
掲示板

通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター	「介護サービス情報の公表」に関し、厚生労働省・情報公表支援センターから発出されている通知、事務連絡や支援センターからの連絡事項について適宜掲載いたします。
介護サービス情報Q&A	都道府県から寄せられた介護サービス情報(基本情報・調査情報)等の質問を踏まえQ&Aを掲載いたします。
介護サービス情報 掲示板	「介護サービス情報の公表」制度推進協議会の皆様へ自由に書き込んでいただく掲示板です。 都道府県、公表センター等における取組状況、柱自ツール等の公表や相談事項など皆様の情報共有の場として活用いただくものです。

copyright(C)1997.Elderly Service Providers Association .All right reserved

(介護サービス情報 Q & A ページ画面)

介護サービス情報公表支援センター
 「介護サービス情報の公表」制度推進協議会 専用ページ

TOP

通知・事務連絡
厚生労働省／支援センター

介護サービス情報
掲示板

【介護サービス情報の公表】制度推進協議会 専用ページ

表示件数 5

調査情報

印刷

サービス絞り込み: (全て)

キーワード検索

検索

全 3 件を表示

日付	サービス概要	質問		回答
		本項目	中項目	
2007年03月30日	福祉用具貸与	3	「職種別の従業員の数、勤務形態、労働時間、従業員1人あたりの利用者等」	管理者のみの業務であれば含めない。 他の職務と兼務している場合(福祉用具専門員との兼務等)であれば、他の職務・福祉用具専門員等の実人数にカウントする。 その場合、常勤・非常勤
			管理者は、「実人数」欄に含めるか、含めないか。	

(介護サービス情報 Q&A ページー質問様式の作成・送付画面)

TOP	通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター	介護サービス情報 Q&A	介護サービス情報 掲示板
-----	-------------------------	-----------------	-----------------

介護サービス情報の項目等についての質問Q&A一覧
印刷

基本情報
調査情報
その他
質問様式の作成・送付

■ 介護サービス情報の項目(基本情報・調査情報)等についての質問様式を誤りましたので、質問に当たっては、本様式を使用いただきますようお願いいたします。

■ 質問のルールにつきましては、厚生労働省より示されておりますが、当センターへの質問は原則として都道府県より本様式にて送付いただきますようお願いいたします。

1. 質問を作成する

右のテンプレートファイルをダウンロードし、ファイル内の入力事項を記入します。

[質問用テンプレート](#)

2. 質問を送付する

以下の項目を入力し、質問様式ファイルを選択後[送付する]ボタンをクリックしてください。

ID:

都道府県(団体)名:

氏名:

Mail:

質問様式ファイル: [参照...](#)

備考:

送 付 する

(通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター画面イメージ)

お問い合わせ ログアウト						
TOP	通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター	介護サービス情報 Q&A	介護サービス情報 掲示板			

表示件数: ▼

カテゴリ絞り込み: ▼

キーワード検索:

[検索](#)

[印刷](#)

登録日付	カテゴリ	タイトル	連絡事項	添付ファイル	備考	発信日付
平成19年1月 OR	[厚生労働省] 通知	*****	*****	*EXCEL (00KB)		平成19年 1月OR
平成19年11 OR	[支援センター] その他連絡事項	カテゴリ項目 (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省) (厚生労働省)			メールにて 送達確認	平成19年 12月OR
平成19年11 OR	[支援センター] その他連絡事項			PDF(00KB) PDF(00KB) PDF(00KB)	送達確認 済	平成19年 12月OR

1/2ページ | 1 | 2 | 3 |

	お問い合わせ	ログアウト
TOP	通知・事務連絡 厚生労働省／支援センター	介護サービス情報 JICA
介護サービス情報 掲示板		

■ 介護サービス情報 掲示板

掲示する
キーワード検索: 検索

日時	種別	タイトル	投稿者	最終回答者	返信数
1/29	お知らせ	O O O O O O O O O O O O O O O O	〇〇県 担当: 〇〇	〇〇: 〇〇	4
1/29 0:00	質問	A A A A A A A A A A A A A A A A	〇〇県 担当: 〇〇	〇〇: 〇〇	0
1/29 0:00	お知らせ	E E	〇〇府 担当: 〇〇	〇〇: 〇〇	2

次のページ | 1 | 2 | 3 |

[illegible]

介護サービス情報の公表制度推進協議会
専用ページ利用に当たっての留意事項

当該専用ページは、全国における介護サービス情報の公表制度の円滑な運営、均質性の確保、情報の共有等を目的に設置した介護サービス情報の公表制度推進協議会の会員のための専用ページです。

当該専用ページの利用は、当センターより推進協議会会員に付与するID、パスワードを使用してログインいただくこととなりますが、会員におかれましては、付与されたID、パスワードの管理につきまして、管理者を決めていただくなど適切な管理をお願いいたします。

利用に当たっては、以下の留意事項をご理解の上をご利用いただきますようお願いいたします。

留意事項は、ご利用状況等に応じて内容を変更することがありますが、この場合、変更後の留意事項によるものとします。

【留意事項】

(共通)

- 当該専用ページは、会員内で利用するものとし、当センターより付与したID、パスワードを第三者に漏洩したり、目的以外に使用しないこと。

(介護サービス情報Q&A)

- 介護サービス情報以外の質問を行わないこと。
- Q&Aに関する回答については、当センターで考えうる基本的な考え方であること。

(介護サービス情報掲示板)

- 介護サービス情報以外の内容の掲示を行わないこと。
- 暴言、不愉快な内容の掲示を行わないこと。
- 他人を誹謗中傷する掲示を行わないこと。
- 連絡のために必要な個人情報の掲載はあくまで利用者本人のもののみとし、他人のメールアドレス、住所、電話番号などの掲載については本人の同意のない場合には行わないこと。
- 掲載内容で知り得た利用者等の個人情報等を利用するなど、利用者等への迷惑行為(迷惑連絡等)を行わないこと。
- その他不適切な内容の掲示を行わないこと。
- ・ 留意事項に反すると当センターで判断した場合、掲載内容を削除させていただく場合があります。これにより、利用者がいかなる損害を被っても、当センターは責任を負うものではありません。なお、この場合、当センターは削除の理由について説明する義務を負うものではありません。

- ・ 利用者の掲示・内容等に関して、当センターは一切の責任を負いません。
- ・ 掲示板の利用により被った一切の損害に対し、当センターはいかなる責任も負わないものとし、損害賠償を負う義務は無いものとします。

【本件についてのお問い合わせ先】

社団法人シルバーサービス振興会 介護サービス情報公表支援センター

電話 : 03-5276-1602

メールアドレス : shiencenter-Q@espa.or.jp

○ 全国的に取り組む案件について

1. 「介護サービス情報の公表」に関する普及啓発パンフレット及びチラシの作成について(案)

平成 19 年度において、「介護サービス情報の公表」制度に新たに 3 サービスが追加されていること、制度の継続的な事業者及び利用者(国民)への普及啓発が必要なことから 19 年度版の「パンフレット」及び「チラシ」を以下の通り作成したい。

(1) 普及啓発パンフレット

・体裁

① A 3 判 2 つ折り 4 頁

② 全面 4 色刷

・内容

「介護サービス情報の公表」の概要及びこれについての利用方法を記載する予定。(3 サービス追加に伴う 18 年度作成パンフレットの修正等)

・費用

実費予定(発行部数により異なります。)

・・・昨年実績 7 円/1 枚(問い合わせ先の名入れ等別途費用)
作成部数 20 万部

※イメージとして昨年度作成パンフレットを配布

(2) 普及啓発チラシ

・体裁

① A 4 判 1 枚もの両面 2 頁

② 全面 4 色刷

・内容

「介護サービス情報の公表」の概要及びこれについての利用方法を記載する予定。(3 サービス追加に伴う 18 年度作成チラシの修正等)

・費用

実費予定(発行部数により異なります。)

・・・昨年実績 3 円/1 枚(問い合わせ先の名入れ等別途費用)
作成部数 70 万部

※イメージとして昨年度作成チラシを配布

(3) 今後のスケジュール

① 7 月を目途に作成予定。

② 都道府県あてに 19 年度パンフレット及びチラシの必要部数等につい

てアンケートの実施

③②を踏まえ具体的な申込み・日程・提供方法等について都道府県あてに案内

なお、原稿データについて前年同様PDF形式での提供を検討

2. 「介護サービス情報の公表」の調査等に伴う保険の対応について

昨年度都道府県あてに実施した 19 年度における「介護サービス情報の公表」の調査等に伴う保険の対応についてアンケートを実施した結果（別紙 1 参照）約 7 割の都道府県において調査に伴う保険の全国共通のパンフレット等が必要とのことから本年度についても以下の通り対応する。

● 当該保険制度の保険（制度）種類について

- ①（調査員傷害補償制度） 調査中（往復途上含む）、調査員が怪我等をした場合の傷害にかかる保障
- ②（調査機関賠償補償制度） 調査に伴い、対人事故、対物事故、人権侵害により調査機関が法律上の損害賠償をおった場合に対応する保障
- ③（個人情報漏洩補償制度） 調査に伴い、知り得た個人情報を漏洩し、調査機関が法律上の損害賠償をおった場合に対応する保障

以上の 3 種類の制度についてパンフレット等に掲載する。
ただし、セットで加入するものではなく、調査機関で必要な制度を任意に選択し加入できる。

● パンフレットの掲載内容について

パンフレットについては、事務局で一定の内容を定めるのではなく、各社（損保ジャパン社、東京海上日動社、富士火災社、三井住友海上社）で作成する内容を配布することとする。

● 調査機関へのパンフレット等の配布について

パンフレットの配布については、都道府県への送付、調査機関への直接送付の希望があることを踏まえ、別に定めた様式（別紙 2 参照）に必要部数、送付先等を記入の上、都道府県から直接各保険会社にメールで送付し、保険会社はこれに従いパンフレット等を送付することとする。

別に定めた様式及び各保険会社のメールアドレス等については、後日事務局よりメールにて都道府県あてに送付する。

● 調査機関からの契約の引受け方法について

保険会社ごとのパンフレット等には、各保険会社の連絡先（中央1箇所）を記入し、調査機関からの問い合わせ又は契約等に対応する。（保険会社ごとの対応窓口を1箇所とする）

● 保険会社の契約の引受け方法

当該保険制度の取り扱いについては、原則として保険会社の直扱い（代理店ではなく職員対応）とする。ただし、申込者（調査機関）の要望がある場合これに従う。

● 保険会社の契約募集における調査機関への対応

原則として、契約のやり取り等は、申込書の郵送、保険料は振り込み等で対応する。

前述のとおり、パンフレット配布により調査機関からの連絡により対応することとし、原則として直接調査機関を訪問し対応することはしないこととする。

ただし、申込者（調査機関）からの訪問希望等がある場合これに従う。

平成19年度
「介護サービス情報の公表」制度の調査に伴う
保険等の対応について
(アンケート票集計結果)

	回答欄	
I 指定調査機関、調査員に関する事項		
1 都道府県における指定調査機関の数について		
指定調査機関数(予定数)はいくつですか	261	機関
2 都道府県における調査員数について		
調査員の人数(予定人数)は何名ですか	8427	名

II 調査に伴う保険のパンフレットに関する事項		
1 全国共通のパンフレット作成の必要性について		
※ 全国共通パンフレットの19年度必要性についてどのようにお考えですか		
ア 全国共通のパンフレットが必要である	30	
イ 全国共通のパンフレットは必要ない	14	

※以下Ⅲ～Ⅴにつきましては、上記Ⅱで「ア. 全国共通のパンフレットが必要」とお答えいただいた都道府県の方のみお答えください。

III 調査に伴う保険の内容に関する事項		
1 情報の公表制度の調査に伴う必要な補償制度について		
※ どのような補償制度が必要と思われますか (補償制度は右記参照)		
ア 本年度と同様、パンフレットに調査員傷害補償制度・調査機関賠償補償制度・個人情報漏洩補償制度の3制度すべて掲載し、調査機関において補償制度を選択して加入できる方式でよい。	31	
イ その他 (具体的に何かあれば記入)	1	

※保険契約は、各調査機関が希望により自ら加入いただくことを前提に考えております。

以下は、この前提を踏まえてお答えください。

IV 保険の契約方法に関する事項			
1 パンフレット等の作成について			
※ 契約の引受けを行いたい保険会社にそれぞれパンフレット等の作成をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか			
ア	各保険会社でパンフレット等を作成し、複数のプランから調査機関が補償内容(保険会社)を選択することで良い。	37	
イ	事務局で一定の補償内容(保険会社)等を定めたほうが良い。	2	
その他			
2 調査機関へのパンフレット等の配布について			
※ 調査機関へのパンフレット等の配布はどのようにすればよろしいでしょうか			
ア	事務局又は保険会社等より都道府県にパンフレット等を送付し、都道府県から調査機関に配布する。	5	
イ	事務局又は保険会社等より直接調査機関に配布(郵送)する。	29	
ウ	加入を希望する調査機関が直接保険会社に連絡し取り寄せる。	7	
その他			
3 契約の引受け方法について			
※ 調査機関からの問い合わせ・契約等の窓口についてどのようにお考えですか			
ア	各地の保険会社の窓口・代理店等で個別に対応する。	13	
イ	協議会事務局が保険会社、代理店等の窓口を定め、中央に一本化し対応する。	25	
その他			
V その他			
その他保険に関しましてご意見等がありましたらご記入ください。			
記入欄			

「介護サービス情報の公表」制度に伴う調査員等の
保険パンフレット等の必要部数・送付先報告書

都道府県名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

I 都道府県送付先 ※必要部数欄には、指定調査機関数以外に都道府県の参考用としてパンフレット等が必要な場合は含めて記入してください。

※ 郵便物が届く住所・宛名等をご記入ください。

都道府県名	郵便番号	住所	都道府県庁名・部署名・役職等	担当者名	必要部数

II 指定調査機関送付先 ※参考用として都道府県でパンフレット等が必要な場合は、上記都道府県送付先欄にも記入してください。（必要部数欄には、参考用として必要な部数を記入）

※ 郵便物が届く住所・宛名等をご記入ください。

	都道府県名	指定調査機関名	郵便番号	住所	法人名・部署名・役職等	担当者名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

3. 介護サービス情報の公表制度関連書籍等の発行について

平成 19 年度の「介護サービス情報の公表」の介護サービス情報の公表制度の理解促進を目的に、各種関連書籍を発行した。

①「調査員養成研修テキスト」の発行

- ・制度解説編（平成 18 年度作成）
- ・居宅系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・施設系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・医療系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う新規版）

②「事業所向けハンドブック」の発行

- ・居宅系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・施設系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・医療系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う新規版）

③「介護サービス情報の公表関連法令通知集」の発行

（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）

④「介護サービス情報の公表制度 Q & A」の発行

（平成 18 年度作成）

⑤ 介護サービス情報の公表シンポジウム講演録（東京開催分）の発行

※ 介護サービス情報の公表の内容を幅広く普及するため、東京で実施されたシンポジウムの講演録を小冊子として 8 0 0 0 部作成し、全都道府県に配布したところであるが、要望が多かったことから発行。

7 参考資料

「介護サービス情報の公表」制度

関係法令資料

介護保険法	介護保険法施行令(政令)	介護保険法施行規則(省令)
第9節 介護サービス情報の公表 (介護サービス情報の報告及び公表) 第115条の29 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の(Ⅰ)厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他(Ⅱ)厚生労働省令で定めるときは、(Ⅰ)政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして(Ⅲ)厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。	(①) 第37条の2 法第115条の29第1項の規定による介護サービス情報の報告(以下この条において「報告」という。)は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。 2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス(法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。)の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の(①)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。 3 都道府県知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	(Ⅰ) (法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービス) 第140条の29 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護(指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護を除く。別表第2において同じ。)、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。別表第2において同じ。)、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、<u>介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス(法第八条第二十六項に規定する療養病床等における入院患者の定員が八人以下である病院又は診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。)</u>とする。 (Ⅱ) (法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるとき) 第140条の30 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第37条の2第1項に規定する計画(以下この条及び第140条の34において「計画」という。)で定められたときとする。 一 第140条の34第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービス(法第115条の29第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費又は施設介護サービス費の支給の対

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち (IV) 厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下であるもの
二 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

(Ⅲ)
(法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報)
第140条の31 法第115条の29第1項の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの提供を開始しようとするときにあっては別表第1に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあっては別表第1及び別表第2に掲げる項目に関するものとする。

(①)
(令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項)
第140条の34 令第37条の2第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 計画の基準日
二 計画の期間
三 報告の対象となる介護サービス事業者(法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)
四 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限
五 その他都道府県知事が必要と認める事項

(IV)
(法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)
第140条の32 法第115条の29第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報(法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。)は、別表第2に掲げる項目に関する情報とする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第1項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち (V) 厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

(V)
(法第115条の29第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)
第140条の33 法第115条の29第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第1に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第2に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第2項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第4項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。		
(指定調査機関の指定) 第115条の30 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、前条第2項の調査の実施に関する事務(以下「調査事務」という。)を行わせることができる。	(指定調査機関の指定の基準) 第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関(法第115条の30第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。)の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。 一 申請者が法人でないとき。 二 申請者が、調査事務(法第115条の30第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして(②)厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて(③)厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして(④)厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。	(指定調査機関の指定の申請) 第140条の35 法第115条の30第1項の指定を受けようとする者は、その調査を行うおうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 二 調査事務(法第115条の30第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)を行う事務所の名称及び所在地 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類 八 役員の氏名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合 九 現に行っている業務の概要を記載した書類 十 調査事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

八 申請者の役員のうちに、第5号に該当する者があるとき。

（指定調査機関の指定の公示等）

第37条の4 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

十一 申請者が令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面

十二 調査を行おうとする介護サービスの種類、当該調査を行おうとする介護サービスの種類ごとの調査実施可能件数及び調査員（法第115条の31第2項に規定する調査員をいう。以下同じ。）の数

十三 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要

十四 その他指定に関し必要と認める事項

（②）

（指定調査機関の指定の基準）

第140条の36 令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、調査事務の実施の方法その他の調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

（③）

2 令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人 社員

二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員

三 株式会社 株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

（④）

3 令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。

二 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。

		三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。		
3 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合においては、第1項の規定により指定調査機関が行う前条第2項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。		
	(調査の方法) 第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。 2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の（⑤）厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。 3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。	(⑤) (令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項) 第140条の38 令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 計画（令第37条の5第1項に規定する計画をいう。）の期間 二 介護サービス事業者ごとの調査を行う月 三 介護サービス事業者に対し、調査を行う指定調査機関（法第115条の30第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の名称 四 その他都道府県知事が必要と認める事項
	(調査事務規程) 第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、（⑥）厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 都道府県知事は、前項の規定により認可をし	(⑥) (調査事務規程の記載事項) 第140条の39 令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 調査事務を行う時間及び休日に関する事項 二 調査事務を行う事務所に関する事項

	た調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	三 手数料の収納の方法に関する事項 四 調査事務の実施の方法に関する事項 五 調査事務に関する帳簿（法第115条の33に規定する帳簿をいう。次条において同じ。）の管理に関する事項 六 その他調査事務の実施に関し必要な事項
(調査員) 第115条の31 指定調査機関は、調査事務を行うときは、(VI)厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。		(VI) (法第115条の31第1項の厚生労働省令で定める方法) 第140条の37 法第115条の31第1項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。 一 調査員2名以上によって行うこと。 二 調査客体である介護サービス事業者を訪問し、調査客体を代表する者に対する面接調査の方法によって行うこと。
2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして(②)政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。	(②) (調査員の要件) 第37条の7 法第115条の31第2項の政令で定める調査員（以下この条において「調査員」という。）の要件は、都道府県知事又はその指定する者が(⑦)厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。	(⑦) (調査員養成研修) 第140条の41 令第37条の7第1項に規定する調査員養成研修（以下「調査員養成研修」という。）は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであって、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。 2 調査員養成研修は、介護サービスの種類ごとに厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととし、その実施に当たっては、当該課程において修得することが求められている知識及び技術の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、 (⑧) 調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。	(⑧) (調査員登録証明書の様式) 第140条の42 令第37条の7第2項に規定する調査員登録証明書の様式は、様式第13号によるものとする。
3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の調査員名簿から消除するものとする。 この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。 - 一 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者 - 二 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者 - 三 前2号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者	
4 第1項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。 - 一 法人であること。 - 二 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。 - 三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。 イ (⑨) 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。 ロ (⑩) 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届け出ること。 ハ 調査員養成研修を修了した者について、	第113条の38 令第37条の7第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。 - 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 - 二 介護支援専門員実務研修及び更新研修(以下この条において「研修」という。)の名称 - 三 研修を行う施設の所在地 - 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 - 五 第113条の37第1項第5号から第7号までに掲げる事項 - 六 受講料その他研修の受講者から受領する金額 - 七 研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目 - 八 その他指定に関し必要があると認める事項 (⑨)

	(⑩) 厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。 ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。 ホ 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。 5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなると認められるときは、第1項の指定を取り消すことができる。 6 都道府県知事は、第1項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。 7 前各項に規定するもののほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。	2 令第37条の7第4項第3号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第6号及び第7号に掲げる事項とする。 (⑩) 3 令第37条の7第4項第3号ロの厚生労働省令で定める事項は、第1項第1号から第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。 (⑪) 4 令第37条の7第4項第3号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。
(秘密保持義務等) 第115条の3 2 指定調査機関(その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。)若しくはその職員(調査員を含む。同項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。 2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。		
	(改善命令) 第37条の8 都道府県知事は、指定調査機関が第37条の3第2号から第4号までのいずれか	

	に該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。 (指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示) 第37条の9 都道府県知事は、法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。 (指定調査機関の指定の取消し等) 第37条の10 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 - 一 指定調査機関が、不正の手段により、法第115条の30第1項の指定を受けたとき。 - 二 指定調査機関が、第37条の3第1号、第5号、第7号及び第8号のいずれかに該当するに至ったとき。 - 三 指定調査機関が、第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。 - 四 指定調査機関が、第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。 - 五 指定調査機関が、第37条の6第1項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。 - 六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。 2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。	
(帳簿の備付け等) 第115条の33 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事		(Ⅶ) (法第115条の33の厚生労働省令で定める事項)

項で（Ⅶ）厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。		第140条の40 法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は次に掲げるものとする。 一 調査を行った年月日 二 調査を行った介護サービス事業者の名称 三 調査を行った調査員の氏名 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定調査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって、帳簿への記載に代えることができる。 3 指定調査機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を調査事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
（報告等） 第115条の34 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第24条第3項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。		
（業務の休廃止等） 第115条の35 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。		
（指定情報公表センターの指定） 第115条の36 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）	（参考）準用規定の内容	（Ⅷ） （法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務）

に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で（Ⅷ）厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

（指定情報公表センターの指定等）
第37条の11において準用する37条の3
都道府県知事は、指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、情報公表事務（法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして（⑫）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて（⑬）厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして（⑭）厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の36第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうちに、第5号に該当す

第140条の44 法第115条の36第1項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 介護サービス情報の報告の受理に関する事務
- 二 介護サービス情報の公表に関する事務
- 三 法第115条の30第1項の指定に係る審査に関する事務

（参考）準用規定の内容

（指定情報公表センターの指定の申請）
第140条の48において準用する第140条の35 法第115条の36第1項の指定を受けようとする者は、その公表を行おうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 情報公表事務（法第115条の30第1項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
- 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
- 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 八 役員の氏名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合
- 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十 情報公表事務の実施の方法に関する計

る者があるとき。

(指定情報公表センターの指定の公示等)

第37条の11において準用する第37条の4
都道府県知事は、指定情報公表センターの指定をしたときは、当該指定情報公表センターの名称及び住所並びに情報公表事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

第37条の11において準用する第37条の10
都道府県知事は、指定情報公表センターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定情報公表センターに対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定情報公表センターが、不正の手段により、法第115条の36第1項の指定を受けたとき。

二 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の3第1号、第5号、第6号及び8号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。

四 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。

五 指定情報公表センターが、第37条の11において準用する第37条の6第1項の認可を受けた情報公表事務規程によらないで情報公表事務を行ったとき。

六 指定情報公表センターが、情報公表事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定により指定を取り消し、

画を記載した書類

十一 申請者が令第37条の11において準用する令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面

十二 公表に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要

十三 その他指定に関し必要と認める事項

(12)

(指定情報公表センターの指定の基準)

第140条の48において準用する第14条の36
令第37条の11において準用する令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、情報公表事務の実施の方法その他の情報公表事務の実施に関する計画が、情報公表事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

(13)

第140条の48において準用する第140条の36第2項
令第37条の11において準用する令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された法人 社員

二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員

三 株式会社 株主

四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

(14)

第140条の48において準用する第140条の36第3項
令第37条の11において準用する令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げ

	又は情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。	るものとする。 一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。 二 情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。 三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。		
3 第115条の30第3項及び第115条の32から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合においてこれらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		
(参考) 準用規定の内容 第115条36において準用する第115条の30第3項 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき情報公表事務に係る手数料を徴収する場合においては、第115条36第1項の規定により指定情報公表センターが行う情報公表事務に係る第115条の29第1項の報告を行おうとする者に、条例で定		

めるところにより、当該手数料を当該指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる。		
(秘密保持義務等) 第115条36において準用する第115条の32 指定情報公表センター（その者が法人である場合にあっては、その役員。第115条の36第3項において準用する次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。		
第115条36において準用する第115条の32第2項 指定情報公表センター及びその職員で情報公表事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。		
(帳簿の備付け等) 第115条36において準用する第115条の33 指定情報公表センターは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表事務に関する事項で（IX）厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。		(IX) (法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項) 第140条の47 法第115条の36第3項において準用する法第115条の33の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 介護サービスの報告を受理した年月日 二 介護サービス情報の公表を行った年月日 三 指定情報公表センターの指定に係る審査に関する事項
		(参考) 準用規定の内容 第140条の48において準用する第140条の40第2項 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定情報公表センターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとき

		は、当該記録をもって、「帳簿（第140条の45に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。）への記載に代えることができる。 第140条の48において準用する第140条の40第3項 指定情報公表センターは帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を情報公表事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
（参考）準用規定の内容 （報告等） 第115条36において準用する第115条の34 都道府県知事は、情報公表事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報公表センターに対し情報公表事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定情報公表センターの事務所に立ち入りその設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 第115条36において準用する第115条の34第2項 第24条第3項の規定は第115条の36第3項において準用する前項の規定による質問又は検査について、同条第4項の規定は前項の規定による権限について準用する。 （業務の休廃止等） 第115条36において準用する第115条の35 指定情報公表センターは、都道府県知事の許可を受けなければ、情報公表事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。		

	(参考) 準用規定の内容 (指定情報公表センター) 第37条の11において準用する第37条の4第2項 指定情報公表センターは、その名称若しくは住所又は情報公表事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	
	第37条の11において準用する第37条の4第3項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。	
	(調査の方法) 第37条の11において準用する第37条の5指定情報公表センターは、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画に従い、情報公表事務を行わなければならない。	
	第37条の11において準用する第37条の5第2項 第37条の11において準用する前項の計画には、情報公表事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の(⑮)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。	(令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項) (⑮) 第140条の46 令第37条の11において準用する令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 - 一 計画（令第37条の11において準用する令第37条の5第1項の計画をいう。）の期間 - 二 介護サービス事業者ごとの公表を行う月 - 三 報告の受理に関する事項 - 四 指定調査機関の審査に関する事項 - 五 その他都道府県知事が必要と認める事項
	第37条の11において準用する第37条の5	

第3項 都道府県知事は、情報公表事務の方法が適当でないときは、指定情報公表センターに対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(情報公表事務規程)

第37条の11において準用する第37条の6

指定情報公表センターは、情報公表事務の開始前に、(16) 厚生労働省令で定める情報公表事務の実施に関する事項について情報公表事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第37条の11において準用する第37条の5

第2項 都道府県知事は、第37条の11において準用する前項の規定により認可をした情報公表事務規程が情報公表事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第37条の11において準用する第37条の8

都道府県知事は、指定情報公表センターが第37条の11において準用する第37条の3第2号から4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第37条の11において準用する第37条の9

都道府県知事は、法第115条の36第3項において準用する法第115条の35の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(情報公表事務規程の記載事項)

(16)

第140条の45 令第37条の11において準用する令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 情報公表事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 情報公表事務を行う事務所に関する事項
- 三 手数料の収納の方法に関する事項
- 四 情報公表事務の実施の方法に関する事項
- 五 情報公表事務に関する帳簿（法第115条の36第3項において準用する法第115条の33に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項
- 六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(政令への委任) 第115条の37 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。	(調査員養成研修等の経過措置) 第22条 次に掲げる者は、調査員養成研修（新令第37条の7第1項に規定する調査員養成研修をいう。以下この条において同じ。）この課程を修了している者とみなし、同項の規定により当該都道府県の調査員名簿（同項の調査員名簿をいう。）に登録するものとする。 一 この政令の施行の際限に調査員養成研修に相当する研修として都道府県知事が公示するもの（以下この号及び次号において「適格研修」という。）の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から該当適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者 二 この政令の施行の際限に適格研修を受講中であり、この政令の施行後当該適格研修の課程を修了したことにつき、当該適格研修を行った者から該当適格研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けている者	別表第1 （第140条の31、第140条の33関係） （略） 別表第2 （第140条の31、第140条の33関係） （略） 様式第13号（第140条の42関係） （略）
--	--	---

平成１９年度
第２回全国「介護サービス情報の公表」制度
担当者会議資料

平成１９年１１月２日

厚生労働省老健局振興課

目 次

1	施行状況について	1
2	平成20年度の調査方法等について	3
3	事業運営の透明性の確保及び手数料の適切な検証、見直しについて··	11
4	制度の適正な運用等について	15
5	国庫補助事業について	19
6	今後のスケジュール等について	21
7	参考資料	25

1 施行状況について【参考資料1】

- 介護サービス情報の公表制度（以下「情報公表制度」という。）については、昨年4月に施行され約1年7ヶ月が経過したところであるが、全国の施行状況についてのアンケート調査の結果（本年7月1日現在等）を別添のとおり取りまとめたので、情報提供する。

2 平成20年度の調査方法等について

(1) 報告・調査・公表の基本的な考え方

- 平成20年度については、早期全面施行を図る観点から、今年度モデル調査事業を実施した、介護予防訪問介護等の22サービス（細分ベース）を追加施行することを現時点では予定している。
- 本年度までの調査方法等の大きな違いは、既に施行している12サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス、地域密着型サービス（以下「予防サービス等」という）を一体的に実施している事業所の報告・調査については、事業所の事務的負担・経費的負担等に考慮する必要があること等から、既に施行している12サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを同時に報告・調査することとし、またその調査確認については、原則本体サービスについてのみとする効率的な報告・調査を行うことを予定している。
- なお、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（予防含む）、短期入所事業（介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設併設、単体含む）の場合についても、上記と同様の取扱いとする。
- 概要については、以下のとおり。

(2) 調査実務の例〔調査実務の流れの概要（一般的に考えられるフローチャート例）〕

【※は従来と異なる点】

① 各都道府県知事による調査計画の策定等

- 調査対象事業所の確定
- 調査対象事業所毎の調査月の確定
 - ※ 既に施行している12サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査が望ましい。
- 担当調査員又は担当指定調査機関（以下、「担当指定調査機関等」という。）

への調査対象事業所の割振り

- 調査日程等の確定（担当指定調査機関等は、調査対象事業所との間で具体的な調査日程等を確定）

② 調査票の配布等

- 各都道府県知事又は指定情報公表窓口（以下、「公表窓口等」という。）から調査対象事業所へ介護サービス情報の記入帳票（「基本情報調査票」及び「調査情報調査票」）を配布

※ 既に施行している 12 サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス等を同一所在地で実施している事業所の同一報告・同一調査が望ましい。

- 調査日の案内

〔参考：調査票の種類（以下の 13 種類）〕

様式① 訪問介護＋介護予防訪問介護

様式② 訪問入浴介護＋介護予防訪問入浴介護

様式③ 訪問看護＋介護予防訪問看護

様式④ 訪問リハビリテーション＋介護予防訪問リハビリテーション

様式⑤ 福祉用具貸与＋特定福祉用具販売＋介護予防福祉用具貸与＋
特定介護予防福祉用具販売

様式⑥ 通所介護＋認知症対応型通所介護＋介護予防通所介護＋
介護予防認知症対応型通所介護

様式⑦ 通所リハビリテーション＋介護予防通所リハビリテーション

様式⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）＋地域密着型特定施設
入居者生活介護（有料老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活
介護（有料老人ホーム）

様式⑨ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋地域密着型特定施設
入居者生活介護（軽費老人ホーム）＋介護予防特定施設入居者生活
介護（軽費老人ホーム）

様式⑩ 介護老人福祉施設＋短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介
護＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

様式⑪ 介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）＋介護
予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

様式⑫ 介護療養型医療施設＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）＋
介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）

様式⑬ 居宅介護支援

③ 調査票の記入及び報告等

- 調査対象事業所は、配布された「基本情報調査票」、「調査情報調査票」を記入し、介護サービス情報を公表窓口等に報告。

※報告に当たっての留意事項

- ・ 各項目について、原則本体サービスについて回答することとする。

《基本情報》

- ・ 本体・予防サービス等にかかる共通項目は1回の入力（記載）で可能となるような構成とする。

《調査情報》

- ・ 各項目について、原則本体サービスについて回答することとする。

④ 担当指定調査機関等への介護サービス情報の通知

- 公表窓口等から調査対象事業所より受理した介護サービス情報（記入帳票「基本情報調査表」及び「調査情報調査票」）が通知（配布）される。

⑤ 事業所把握及び調査票の確認等（事前準備）

- 介護サービス情報（「基本情報調査票」、「調査情報調査票」）により、調査対象事業所の状況の把握及び調査票の内容確認。

⑥ 事業所訪問調査の実施（2名以上1組、原則1日以内）

調査結果については、2名以上の調査員で合意し決定

※調査に当たっての留意事項

（共通項目）

- ・ 調査時における材料の確認は、原則本体サービスにおける材料の確認によることとする。

（予防単独項目）

- ・ 当該予防サービス等特有項目にかかる材料により確認する。

⑦ 調査結果の同意

- 調査対象事業所に対して調査結果を報告し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて同意を得る。

⑧ 調査結果の報告

- 調査員は、調査終了後、調査結果 1 部を速やかに公表窓口等または指定調査機関に対して報告
- 指定調査機関は、調査員からの報告後、速やかに、調査結果を公表窓口等に対して報告

(3) 対象事業所等について

ア 対象事業所について

- 現在、著しく小規模な事業所に対する負担軽減として、介護保険法施行規則において、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の基準日前の 1 年間に提供を行った介護サービス等に係る居宅介護サービス費等の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（以下「支払実績」という）が 100 万円以下である事業所に対して報告の義務を免除（事業所の任意による公表を除く）しているところであるが、本規定は従来どおりの取扱いとする。
- また、本体サービスと同類型の予防サービス等の複数サービスを一体的に実施している場合には本体サービスのみで判断することとし、予防サービス等にかかる支払実績とは合算しない。
- 一方、予防サービス等は、平成 18 年度より新たに施行されたサービスであり、平成 20 年度から情報公表の対象予定としている。
- 今後は予防サービス等の定着により利用者の増加が見込まれるものの、現時点では予防サービス等の各事業所において前年度の介護報酬の支払額が少ない場合もあり、結果的に、当該事業所の相当数が免除対象となるおそれがある。
- そのため、予防サービス等単体において現行の報告義務の免除規定を適用した

結果、免除事業所が相当数見込まれた場合、利用者の事業所選択に資する情報提供環境が必ずしも適切に構築できないおそれがある。

○ このため、利用者の事業所選択に資する情報提供環境の整備及び事業所の事務負担軽減の観点から、本体サービスと併せて予防サービス等の指定を受けている事業所については、予防サービス等について、本体サービスと一体的な報告・調査を実施することで、事業所における事務負担及び費用負担の増加はほとんどないと見込まれることから、本体サービスが報告の対象（年間の支払実績が100万円超）となっている場合、予防サービス等にかかる年間の支払実績の如何を問わず、報告の対象事業所とする。

○ なお、予防サービス等の単独事業所については、本体サービス単体事業所と同様、年間の支払実績が100万円を超える場合に報告の対象とする。

○ また、本体サービスが報告の対象を免除（年間の支払実績が100万円以下）されているものの、当該サービスと併せて指定を受けている予防サービス等にかかる年間の支払実績が100万円を超えている事業所については、当該予防サービス等だけでなく本体サービスも報告の対象とする。

イ 公表の対象となる特定福祉用具販売（介護予防含む）事業所の把握方法について

○ 前述のとおり、情報公表制度の公表対象となる介護サービス事業所（以下「対象事業所」という。）については、支払実績が100万円以下である場合は対象としないことができる旨規定している。

○ このことに関して、各都道府県が行う対象事業所の特定のために必要となる介護サービス事業所毎の当該金額等の情報提供については、現在、各国保連にご協力いただき、各都道府県へ情報提供を行っていただいているところである。

○ しかしながら、平成20年度施行予定サービスの一つである特定福祉用具販売（介護予防含む。）については、償還払いサービスであるため、基本的には国保連にデータが無いため、現行施行済サービスと違い、各国保連から情報提供を受け

ることができない。

- このため、各都道府県においては、支払実績が100万円以下の指定事業者については、事業者自らが都道府県へ情報公表制度の免除申請を行っていただくことにより対象事業所の特定を行っていただきたい。

〔参考〕支払実績が100万円以下の介護サービス事業所



各都道府県へ免除の申請（県毎に様式任意）

※添付資料として、福祉用具購入支給申請書（写）等が考えられる。

- ついては、平成20年度からの円滑な実施を図るため、管内の福祉用具販売関係の介護サービス事業所・関係団体等への周知方遺漏無きよう、よろしくお願いいたします。

（４） 公表画面の取扱いについて

- 公表画面については、現在の画面の見やすさに関し、都道府県を通じて様々なご意見をいただいております、平成20年度に向けて、できる限りの改善を行うこととしている。
- いただいたご意見の中には、情報量が多いことが画面の見にくさに影響しているとの指摘もあるところであり、ひとつの事業所の情報画面に現行以上の情報を大幅に増加することは困難と考えている。
- ただし、公表については、利用者の視点にたった公表画面の見やすさに配慮し、本体サービスと予防サービス等の一体的な報告・調査を実施した場合においては、基本的に公表画面をサービス毎に分離して表示することが望ましいと考えている。
- この場合、サービス毎に分離して表示させることについては、システム上自動的な処理で可能となるシステム開発を行うこととしており、公表センターにおける事務負担やシステム関係の経費の増加要因とならないよう配慮することとしている。

(5) 手数料の設定について

- 手数料については、本体サービスと予防サービス等について一体的な報告・調査を実施する場合に、前述の報告・調査方法によれば、単独事業所の調査等にかかる人件費や手間と同等であり、新たな手間はかからないと思料されることから、予防サービス等にかかる手数料は現行の本体サービスにおける手数料の中に一体的に含まれると解釈することが可能であると考えられる。
- したがって、現在、各都道府県におかれては、制度施行 2 年目を迎え、事務の効率化等を踏まえた手数料の引き下げについて検討いただいているところであるが、これらの追加サービス等が手数料を引き上げる要因にはならないと考えている。
- なお、予防サービスもしくは地域密着型サービスの指定のみを受けている事業所、特定福祉用具販売の指定のみを受けている事業所、短期入所生活介護等の単独事業所については、調査・公表に係る人件費や手間は、本体サービス単体もしくは、予防サービス等を一体的に実施している事業所に対する調査・公表にかかる人件費や手間と同等であることを踏まえつつ、前述を前提とした適切な手数料を設定されたい。
- また、公表事務についても、事業所より一体的に報告を受けた情報は、公表システムに登録する際も一体的に取込むことができ、公表画面には自動的にサービス毎に表示されるシステム改修を行う予定である。そのため、公表センターにおける事務負担やシステム関係の経費の増加要因とはならない。

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（サテライト型居住施設）について

（報告について）

- 基本情報及び調査情報については、基本的に項目の構成及び内容が本体施設（老人福祉施設入所者生活介護）と同一であることから、本体施設について報告し、サテライト型居住施設については、予防サービス等と同様の取扱いとする。

（調査について）

- 調査情報については、基本的に項目の構成及び内容が本体施設（老人福祉施設入

所者生活介護）と同一であり、また本体施設と密接な連携を確保して運営している施設であることから、サテライト型居住施設の入所者個人に係る書類等を除き、運営等にかかる書類等は一般的に本体施設の事務室内に保管されていると考えられる。

これらの点を踏まえると、調査事務の効率化の観点からも、調査事務については本体施設で一体的に実施することが可能であると考えられる。

3 事業運営の透明性の確保及び手数料の適切な検証、見直しについて

(1) 事業運営の透明性の確保について

- 情報公表制度の事業運営に当たっては、介護事業者からの手数料を充てていることに鑑み、事業運営の透明性を確保するとともに、介護事業者、利用者等関係者の理解を深めていただく観点から、その運営状況について毎年度公表を行うことが望ましい旨、昨年より累次要請してきているところである。
- しかしながら、運営状況の開示状況を見ると、平成19年10月迄に公表予定の都道府県を含めても、開示割合は過半数に満たない極めて低調な状況であり、このような状況が介護サービス事業者から、本制度の運営状況が不透明であるといった意見等に繋がっているのではないかと懸念があるところである。
- 各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行う等、事業運営の透明性の確保について、重ねて適確な対応をお願いしたい。

(2) 手数料の適切な検証、見直しについて

- 情報公表制度における調査事務及び情報公表事務に係る手数料については、各都道府県において議会の議決等を踏まえて条例において設定されているところであるが、手数料の金額については、情報公表制度が平成18年度に施行された新しい制度であるとともに、原則すべての事業所調査やインターネットでの情報公表を行うなど、極めて新しい仕組みを導入したことから、事業初年度は事業規模等を適切に見込むことが困難であったことも想定されるところである。
- しかしながら、現在の全国的な施行状況を見ると、調査事務等の効率化が予想以上に早く進んでいることなどから、施行時の手数料算定時の考え方（例：当初、調査に必要な時間数、日数等を2日程度と推定（※））が、すでに調査事務等の実態に見合わない状況になっていると考えられ、このことが手数料の水準の妥当性について、未だ多くの疑義、意見等が多く寄せられることに繋がっているのではないか

との懸念があるところである。

(※平成 18 年 12 月 22 日老振発 1 2 2 2 0 0 1 号老健局振興課長通知「「介護サービス情報の公表制度における調査事務等に関する手数料について」の一部改正について」において、調査に必要な日数を「概ね 2 日程度」から「必要な時間数、日数等」に改正済))

- ご報告いただいた事業初年度にあたる平成 18 年度の収支状況（マクロ）を見ると、指定情報公表センター及び指定調査機関の収支状況は、黒字の県が過半数を占める状況である。
- したがって、手数料指針（平成 18 年 3 月 31 日老振発 0 3 3 1 0 1 2 号老健局振興課長通知「介護サービス情報の公表」制度における調査事務等に関する手数料に関する手数料について」）で告示したとおり、事業運営については、手数料収入により円滑に実施できる水準である必要があるが、一方で、過度の剰余が生じることは適切ではないと考えている。
- また、平成 20 年度の報告・調査の実施方法については、事業所の事務的負担・経費的負担等に十分考慮する必要があること等から、既に施行している 12 サービス（本体サービス）と同類型の予防サービス等の複数サービスを実施している事業所の同時調査の場合については、原則本体サービスについての回答・調査確認のみとする。
- このような効率的な報告・調査により、本体サービスと一体的に報告・調査を実施する場合の複数サービスに係る手数料については、本体サービスの手数料の中に含まれるものと考えている。
- さらに、来年度から事業所報告・調査結果報告の W E B 化を進めることを検討しており、こうした方式によって事業者だけでなく都道府県、公表センター及び調査機関の事務負担の軽減が図られることになる。

- これらの点を踏まえていただき、引き続き、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等を検討願いたい。

- 具体的には、特に 1 事業所当たりの調査に要する時間、同一所在地の事業所の調査の同日実施、情報公表システムへの情報入力事務の効率化、管理・運営事務の実態等、調査事務及び情報公表事務の実績について十分に検証し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる水準の手数料に引き下げるなど必要な条例の見直し等の取組について、昨年より累次要請してきているところであるが、重ねて適確な対応をお願いしたい。

4 制度の適正な運用等について

- 各都道府県（指定情報公表センター、指定調査機関を含む。）におかれては、情報公表制度の円滑な実施にご尽力をいただいているところであるが、介護保険制度の基本理念（利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択（自己決定））の実現を支援する情報公表制度の重要性をご理解いただき、引き続き情報公表制度の円滑な運営の確保に向けて普及啓発などについて積極的な対応をお願いしたい。
- また、制度の具体的な実施に当たっては、情報公表制度は都道府県の自治事務であることから、法令及び国の技術的助言を踏まえながら、以下の事項にも留意の上、都道府県ごとの主体的な判断のもとに引き続き、適正な運用をお願いしたい。

（１） 普及啓発等について

ア 利用者等（情報の活用主体）に対する積極的な取組

情報公表制度は、利用者による適切な介護サービスの比較検討、選択を支援する制度であり、当然、被保険者に活用される制度として定着させることが何より重要である。

また、現在の情報公表サイトのアクセス状況を見ると、都道府県間で大きな差がある状況であり、アクセスの低調な県も散見されるところである。

このため、各都道府県においては、今後とも引き続き、被保険者のいる世帯、管内市町村（保険者）、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く情報公表制度の活用についての普及啓発を行っていただきたい。

イ 介護事業者（情報の公表主体）に対する積極的な取組

情報公表制度は、介護事業者に対して情報の公表を義務付けるものであることから、情報公表制度の円滑な実施に当たっては、情報公表制度の趣旨目的、具体的な仕組み、手数料の考え方等についての介護事業者の理解を得ながら実施することが極めて重要である。

今後とも引き続き、介護事業者や管内の事業者団体等に対する丁寧な説明を行い、理解、協力が得られるよう、積極的に普及啓発に取り組んでいただきたい。

ウ 国としての取組

情報公表制度の普及啓発に当たっては、国としても、介護サービス情報公表支援センターと協力し、パンフレット等の作成支援等を行っているところであるが、今後とも、政府公報の実施等、必要な取組を積極的に行っていく予定である。

〔参考：政府公報の予定（テレビ）〕

番組名：Just Japan(<http://www.gov-online.go.jp/publicity/tv/just.html>)

放送日：平成19年12月中旬（放送局により異なる）

エ 利用者の情報活用の利便性の向上について

情報の公表に当たっては、例えば県のホームページのトップページから利用者が情報公表画面にできるだけ容易に接続が可能となるような工夫をするなど、利用者の公表情報の入手に当たっての利便性の向上に向けて、今後とも引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

（２） 相談、苦情等の対応について

- 情報公表制度の円滑な実施に当たって、被調査事業所、公表情報の利用者等からの相談、苦情等について、引き続き、情報公表制度の趣旨目的や具体的内容の丁寧な説明が重要であると考えている。
- 相談、苦情等の対応に当たっては、相談、苦情等を的確に受け止め、対応者による差が生じることなく適切な説明、解決等が図られるよう、対応記録の整備や関係者間での必要な対応情報の共有等を適切に実施願いたい。
- なお、毎月、支援センターにご報告をいただいている相談、苦情等の取りまとめ情報については、実施状況を把握する上で重要な基礎資料であることから、引き続き、ご報告いただくようお願いしたい。

(3) 適切な調査事務等の実施について

ア 事実確認のための調査の徹底等について

- 情報公表制度の調査は、介護事業者が公表しようとする調査情報の事実確認のために行うものであり、調査結果の均質性の確保等の観点から、調査内容についての良し悪しの評価、改善指導等を行わない仕組みである。
- 本制度において、調査員は都道府県知事から指定を受けた調査機関の職員として介護事業所と面談による調査を行うなど、主として事業所と直接対応する立場であることから、事業所の調査員に対する印象は、本制度に対する印象に直結するものである。
- このような中で、一部、調査に当たり、被調査事業所の取組内容に対する良し悪しの評価や指導とも受け取れる調査に対する意見等が未だ聞かれることから、指定調査機関、調査員に対する情報公表制度の調査の趣旨の徹底及び継続的な指導をお願いしたい。
- また、調査員の調査外の行為（例：自社の紹介等）などにより、情報公表制度そのものの信頼を損ねることが生じないように、指定調査機関の動向に留意しつつ、指定調査機関に対する必要な指導の徹底をお願いしたい。

イ 訪問調査員の構成について

- 調査事務の具体的な実施方法については、課長通知において、調査事務の円滑な実施のため、当面は調査員2名のうち1名を調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましい旨示しているところであるが、今後とも、円滑な調査が行われるよう、調査員の調査対象サービスに対する基礎的な知識の習熟度を踏まえた調査員の派遣に留意するとともに、調査員養成研修等の実施に当たっては、調査員が調査対象事業所の基礎的な知識やイメージを身につけられるような工夫をお願いしたい。

ウ 的確な報告の受理について

- 介護事業者からの報告の受理に当たっては、課長通知において、介護事業者が

報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理することとしている。

○ しかしながら、インターネット画面において、本年度においても、未記入事項等が見られる場合もあり、利用者が適切に介護事業者の情報を得ることができない状況となっている。

○ このような点について、来年度から導入予定の事業所報告・調査結果報告のWEB化で対応できる部分については、改善を図る予定であるが、それまでの間、情報公表制度の信頼を損ねることがないよう、公表センターにおかれても、報告の受理に当たっては、引き続き、的確に報告内容を確認し受理するようお願いしたい。

(4) 情報公表事務に関する計画策定の留意点について

○ 各都道府県においては、情報公表事務計画の策定に当たっては、今後とも利用者や介護事業者の意見を把握しながら、介護事業者が不公平感を抱いたりすること等のないよう、実情に応じて工夫願いたい。

5 国庫補助事業について

(1) 「在宅福祉事業費補助金介護サービス適正実施指導事業（モデル調査事業）」について

- 本事業の国庫補助の総額は本年度と同程度となるよう概算要求を行っているところである。
- このため、各都道府県におけるモデル調査対象サービスについては、基本的には来年度も本年度と同数程度の協力事業所を選択してモデル調査事業を実施していただきたいと考えているので、各都道府県においても、所要の予算を確保願いたい。
- なお、モデル調査事業は、協力事業所の選定等を通じて、関係事業者等に対する制度施行前の普及啓発の効果や、関係事業者等からの意見等を広く聴取し、施行にあたっての項目の妥当性等の検証を行う重要な機会であるので、来年度においても積極的に実施願いたい。

(2) 「介護サービスの情報の公表」制度支援事業について【参考資料2】

- 本事業は、各都道府県における情報公表制度の円滑な実施を支援するため、介護サービス情報の公表に係る調査及び公表に必要な経費を国庫補助するものであり、来年度においても継続する方針で概算要求を行っているところである。
- 事業の実施主体については、都道府県が自ら実施する事業のほか、適切な団体への委託又は適切な団体等が行う事業に係る経費に対する助成を行うことができることとしているところである。
- また、国庫補助対象事業については、本来の事業運営費のほか、通常よりも事業運営費がかさむ制度施行後の一定期間において、事業者の特別な負担の軽減を考慮した手数料の減免措置等に必要な費用に充当するなど、特に必要とされる事業も広

く対象としており、本年度も所要の予算枠を確保していることから、実情に応じて積極的に活用願いたい。

○ なお、追加協議も相談に応じることとしているので、適宜相談願いたい。

6 今後のスケジュール等について

(1) 今後のスケジュール【参考資料3】

- 情報公表制度については、介護保険法施行規則第140条の29において、制度の対象となるサービスを年々追加施行していくこととしている。
- 平成20年度については、早期全面施行を図る観点から、今年度モデル調査事業を実施した22サービス（細分ベース）を追加することを現時点では予定している。
- また、残りのサービスについては、平成21年度までには基本的に全サービスについて施行する予定であるので了知されたい。

(2) 外部評価制度との関係について

- 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定で現在調整中である。
- 具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目については、本年度中に情報公表項目の原案として検討・作成し、平成20年度にモデル調査事業を実施した上で、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。
- また、外部評価制度の項目は、平成19年度における情報公表項目の原案の検討結果を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等について、外部評価制度の項目として調整していくこととしている。
- 何れにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理

が終わったものから適宜、お知らせすることとしているので、了知願いたい。

(3) 「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」に係る円滑なデータ提供について

- 全国の介護サービス事業所の介護サービス情報を集積・分析する「公表情報中央分析システム（データ集計システム）」については、平成17年度来、「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会等における協議のもとに、各都道府県、各情報公表センターのご理解とご協力を得ながら支援センターとの接続等の準備等が進められ、現在に至っているところである。
- 本システムは、介護サービス情報の公表制度の適正かつ円滑な運営に資するよう、公表情報間の相関関係の検証や統計的な分析等を行って、利用者が本当に使いやすい適切な公表項目の見直しにつなげていく等を目的としている重要なシステムであるので、本システムの趣旨・目的をご理解いただき、データ提供等について、円滑に進められるよう、改めてご理解とご協力のほどお願いいたします。
- なお、報告に当たっては、その内容に不備がないこと等に留意の上、ご報告願いたい。

(4) 平成19年度・第2回・介護サービス情報の公表を担当する都道府県担当者研修（国立保健医療科学院主催）への積極的な参加について

- 情報公表制度の円滑な施行には、介護サービス事業者及び利用者の制度に対する理解が不可欠であり、今後とも都道府県の情報公表制度担当者には制度の趣旨目的や具体的内容の積極的な普及啓発、丁寧な説明に努めていただくことが極めて重要である。
- 厚生労働省としては、こうした都道府県における人材の養成を支援するため、昨年度より、国立保健医療科学院において、都道府県の情報公表制度担当者を対象に

「介護サービス情報の公表を担当する都道府県担当者研修」を実施しているところである。

- ついては、本年度2回目の研修会を平成20年1月30日（水）～31日（木）に実施する予定であるので、本研修への積極的な参加についてご配慮いただきたい。

7 参考資料

介護サービス情報の公表制度施行状況等 アンケート調査結果(平成19年7月1日現在)

1 指定情報公表センターの指定状況

	指定情報公表センター数	法人格の割合	公正・中立性確保のための委員会設置等を行っている指定情報公表センター数	
都道府県直営	6	13%	0	0%
社会福祉法人	社会福祉協議会	28	18	64%
	その他の社会福祉法人	0	0	0%
財団法人	4	9%	0	0%
社団法人	2	4%	2	100%
特定非営利活動法人	1	2%	1	100%
公法人(国保連)	6	13%	0	0%
合計	47	100%	21	45%

都道府県が指定情報公表センターとして指定する法人については、都道府県社会福祉協議会が過半数の28か所(60%)となっている。

次いで都道府県直営が6か所(13%)、国保連合会が6か所(13%)となっている。

都道府県社会福祉協議会のうち18か所(64%)、社団法人2か所(100%)、NPO法人1か所(100%)に、事務の公正・中立性を確保するための委員会等を設置している。

2 指定調査機関の指定状況

	指定調査機関数	法人格の割合
都道府県直営	0	0%
社会福祉法人	社会福祉協議会	36
	その他の社会福祉法人	5
財団法人	13	5%
社団法人	23	8%
特定非営利活動法人	99	36%
国保連	2	1%
有限会社	35	13%
株式会社	55	20%
その他	5	2%
合計	273	100%

都道府県が指定調査機関として指定する法人については、NPO法人が99か所(36%)と1番多く、次いで株式会社が55か所(20%)、都道府県社会福祉協議会が36か所(13%)、有限会社が35か所(13%)と続いている。

3 調査員の確保状況

	合計	構成割合
常勤	1,092	12%
非常勤	8,017	88%
合計	9,109	100%

調査員の総数は9,109人であり、非常勤職員が全体の88%となっている。

4 報告・調査・情報公表計画の内容

計画の基準日	都道府県数	割合
平成19年1月1日	25	53%
平成19年2月1日	1	2%
平成19年3月1日	1	2%
平成19年4月1日	20	43%
合計	47	100%

報告計画(都道府県数)			調査計画(都道府県数)			情報公表計画(都道府県数)		
	開始	終了		開始	終了		開始	終了
19年4月	16		19年4月	13		19年4月	14	
5月	8		5月	2		5月	2	
6月	14		6月	5		6月		
7月	8		7月	13		7月	8	
8月	1		8月	13		8月	9	
9月			9月	1		9月	10	
10月			10月			10月	4	
11月		1	11月			11月		
12月		5	12月			12月		
20年1月		5	20年1月		2	20年1月		
2月		4	2月		13	2月		1
3月		30	3月		28	3月		33
4月		2	4月			4月		9
5月			5月		3	5月		1
6月			6月			6月		1
7月			7月		1	7月		1
8月			8月			8月		1

都道府県知事が毎年定める報告に関する計画の開始月は4月が16か所と1番多く、6月が14か所、5月と7月が8か所と続いている。終了月は3月が30か所と1番多く、12月と1月が5か所、2月が4か所と続いている。

都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画の開始月は4月と7月と8月が13か所、6月が5か所と続いている。終了月は3月が28か所と1番多く、2月が13か所と続いている。

都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画の開始月は4月が14か所と1番多く、9月が10か所、8月が9か所と続いている。終了月は3月が33か所と1番多く、翌年度4月が9か所と続いている。

5 対象事業所数 (概数)

サービス名	平成19年度 対象事業所数
訪問介護	24,464
訪問入浴介護	2,334
訪問看護	8,328
訪問リハビリテーション	2,454
通所介護	20,013
通所リハビリテーション	6,362
特定施設入居者生活介護	2,095
福祉用具貸与	6,169
居宅介護支援	28,459
介護老人福祉施設	5,794
介護老人保健施設	3,436
介護療養型医療施設	2,263
合計	112,171

本制度の対象事業所数の総数は、112,171か所であり、居宅介護支援が28,459か所と1番多く、訪問介護が24,464か所、通所介護が20,013か所と続いている。1番少ないサービスは特定施設入居者生活介護の2,095か所である。

6 介護サービス情報の公表画面アクセス数集計状況

全国の介護サービス情報の公表画面アクセス数	223,301
-----------------------	---------

※1 当データは平成19年5月における都道府県の介護サービス情報の公表画面アクセス数の合計値となっている。

※2 秋田県、滋賀県、兵庫県、徳島県はシステムの不具合等によりアクセス数が抽出できないため合計値に含まれていない。

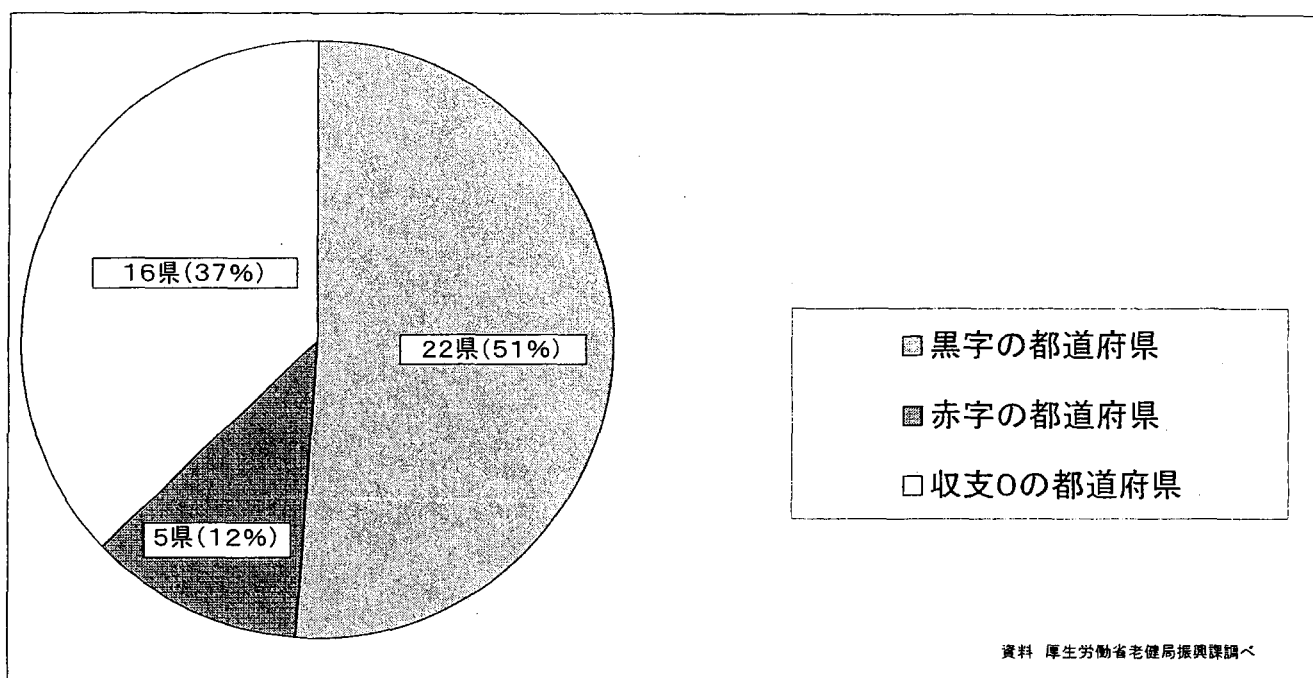
7 手数料の設定状況

	平成18年度	平成19年度以降(予定)
全サービス共通に調査事務手数料を設定している都道府県数	40	35
サービス別に調査事務手数料を設定している都道府県数	7	12

サービスの種類別に手数料単価を定めた都道府県は秋田県、埼玉県、東京都、神奈川県、滋賀県、宮崎県、鹿児島県である。

平成19年度以降、北海道、福島県、千葉県、富山県、長野県がサービス別調査事務手数料を検討している。

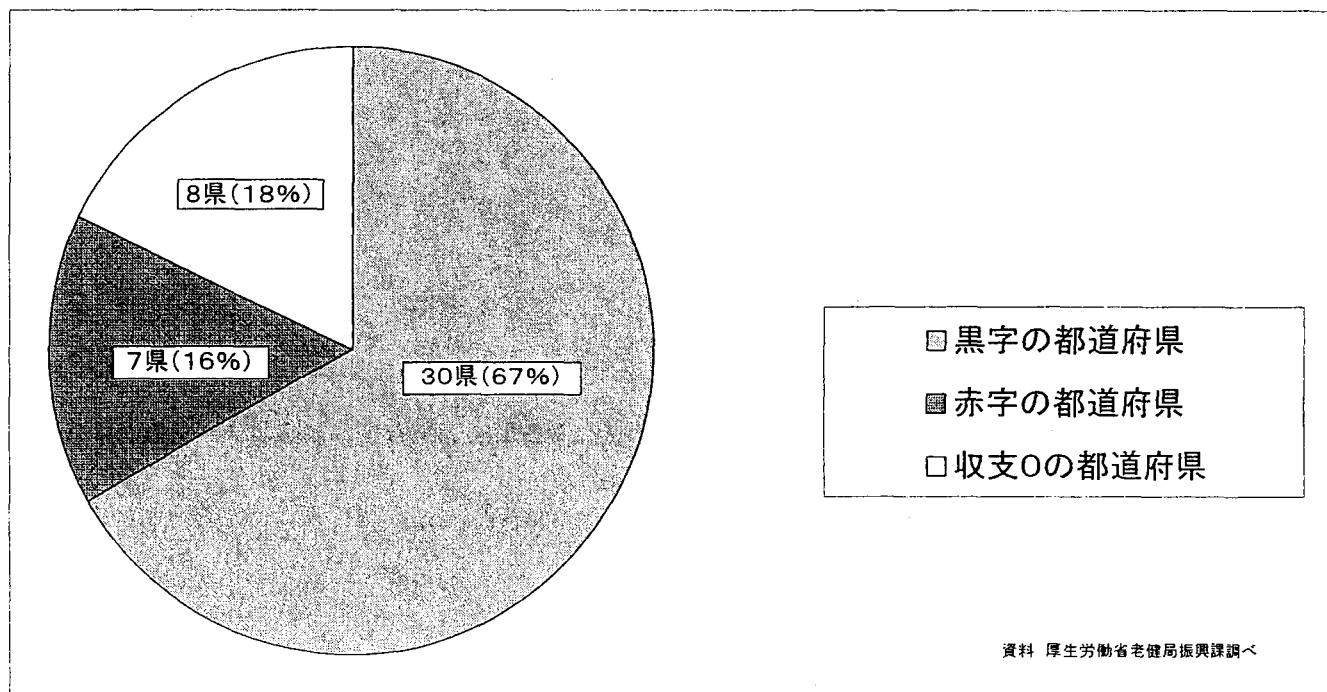
8 各都道府県における情報公表事務(指定情報公表センター)の平成18年度収支状況について



(注1) 指定情報公表センターは県直営(7県)を除き、各都道府県に1か所である。

(注2) 集計時点において4県が精査中による未回答のため、母数は43である。

9 各都道府県における調査事務(指定調査機関)の平成18年度の収支状況について

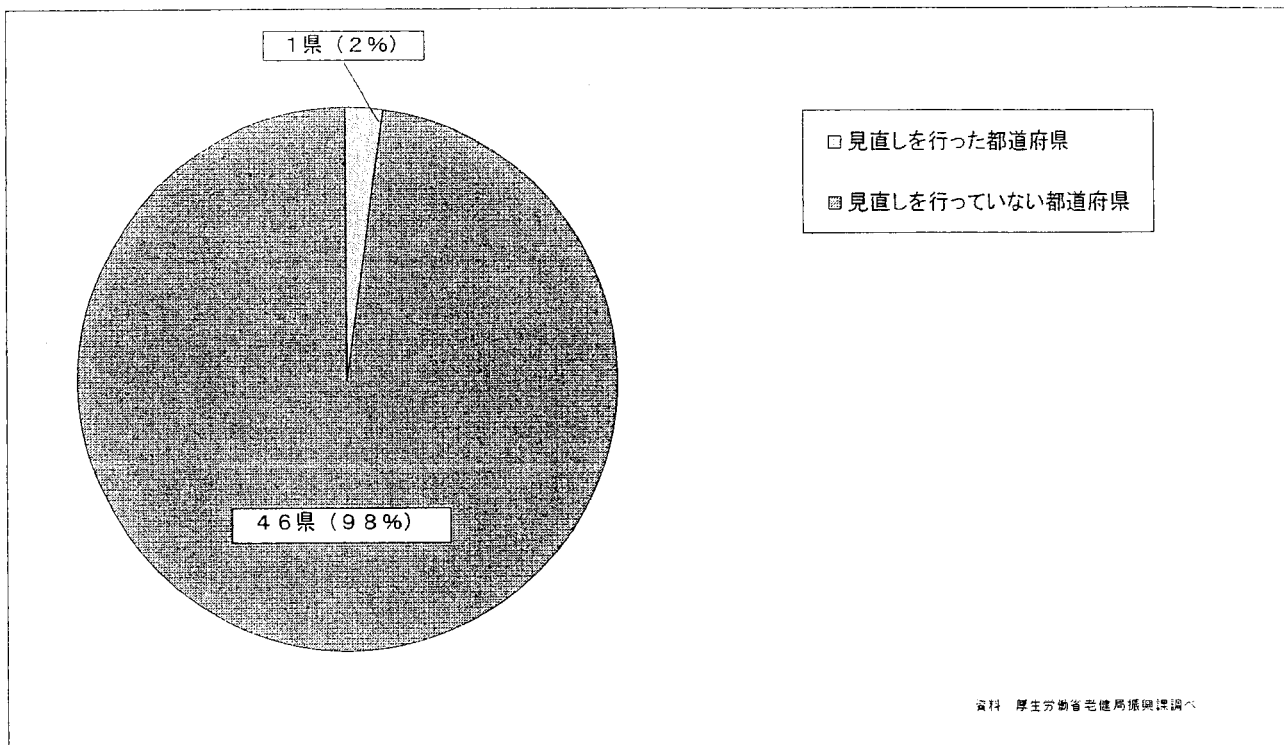


(注1) 各都道府県内に指定調査機関が複数ある場合はその収支の合計となっており、各都道府県内の指定調査機関毎の収支ではない。

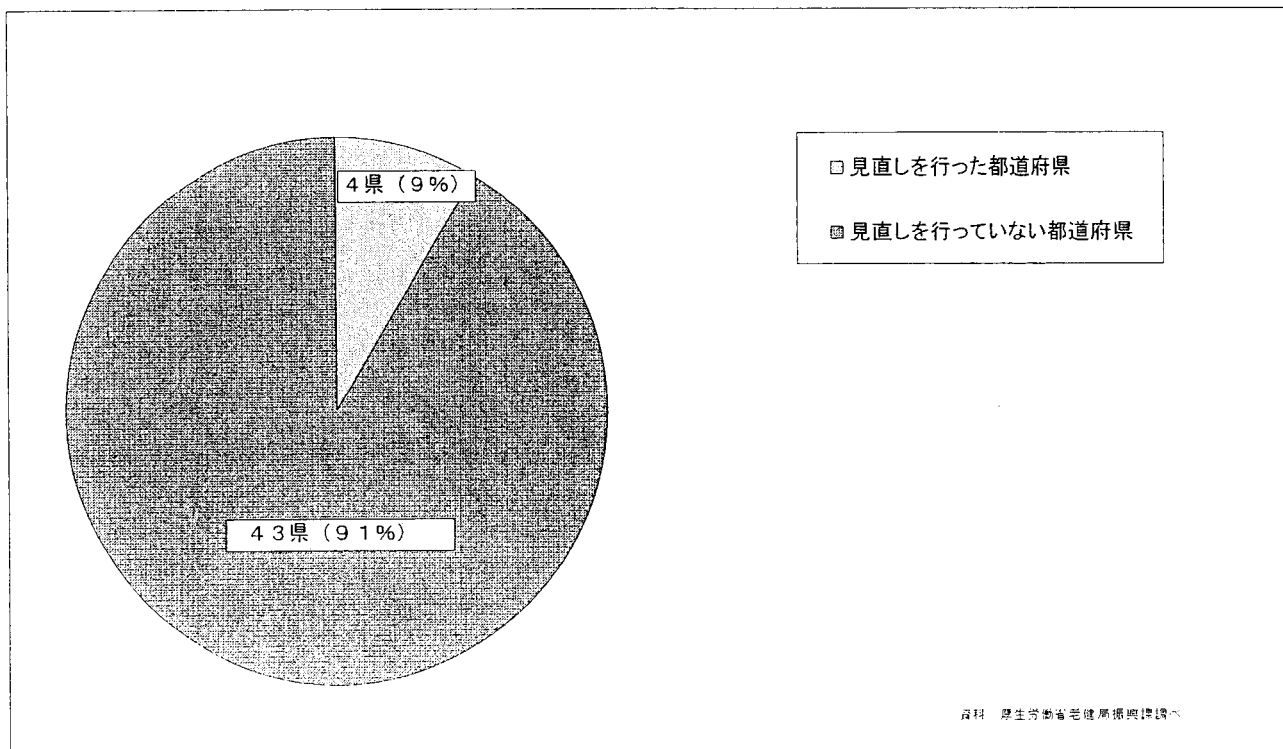
(注2) 集計時点において、2県が精査中による未回答のため、母数は45である。

10 手数料の見直し状況 (平成19年7月1日現在)

公表事務手数料の見直し状況



調査事務手数料の見直し状況



手数料について

(平成19年7月1日現在)

部分は手数料の見直しを(部分は手数料の見直しを行った(予定含む)県

(円)

都道府県名	公義事務手数料		調査事務手数料		合計手数料額
	平成18年度手数料額 (円)	現行手数料(円)	平成18年度手数料額 (円)	現行手数料(円)	現行手数料額 (円)
1 北海道	14,100	同左	52,200	同左	66,300
2 青森県	15,000	同左	44,000	同左	59,000
3 岩手県	13,800	同左	45,200	同左	59,000
4 宮城県	12,000	同左	38,000	同左	50,000
5 秋田県	13,900	同左	45,144	44,433	58,333
6 山形県	12,000	同左	37,000	同左	49,000
7 福島県	12,000	同左	38,000	同左	50,000
8 茨城県	10,000	同左	40,000	同左	50,000
9 栃木県	12,500	同左	37,500	同左	50,000
10 群馬県	11,000	同左	36,000	同左	47,000
11 埼玉県	11,500	同左	40,667	40,917	52,417
12 千葉県	9,300	同左	40,000	同左	49,300
13 東京都	11,400	同左	45,944	45,350	56,750
14 神奈川県	9,700	同左	42,678	42,858	52,558
15 新潟県	10,500	同左	37,400	同左	47,900
16 富山県	14,000	同左	36,000	同左	50,000
17 石川県	14,000	同左	36,000	同左	50,000
18 福井県	13,000	同左	36,000	同左	49,000
19 山梨県	15,000	同左	42,000	同左	57,000
20 長野県	14,000	同左	36,300	同左	50,300
21 岐阜県	11,000	同左	36,000	同左	47,000
22 静岡県	10,000	同左	43,000	同左	53,000
23 愛知県	10,000	同左	45,500	同左	55,500
24 三重県	15,500	同左	30,100	同左	45,600
25 滋賀県	12,000	同左	37,444	38,167	50,167
26 京都府	11,000	同左	36,000	同左	47,000
27 大阪府	15,000	同左	46,600	同左	61,600
28 兵庫県	10,000	同左	39,000	同左	49,000
29 奈良県	12,000	同左	40,000	同左	52,000
30 和歌山県	12,000	同左	40,000	同左	52,000
31 鳥取県	9,500	同左	45,000	同左	54,500
32 島根県	15,000	同左	45,000	同左	60,000
33 岡山県	17,000	同左	49,000	40,000	57,000
34 広島県	15,000	同左	44,800	36,800	51,800
35 山口県	14,000	同左	46,000	同左	60,000
36 徳島県	11,000	同左	46,000	同左	57,000
37 香川県	12,100	10,800	37,400	33,200	44,000
38 愛媛県	15,800	同左	46,000	同左	61,800
39 高知県	15,300	同左	42,500	37,000	52,300
40 福岡県	12,000	同左	48,000	同左	60,000
41 佐賀県	15,000	同左	46,000	同左	61,000
42 長崎県	12,500	同左	47,500	同左	60,000
43 熊本県	14,000	同左	45,000	同左	59,000
44 大分県	14,000	同左	45,000	同左	59,000
45 宮崎県	15,000	同左	45,556	45,833	60,833
46 鹿児島県	14,500	同左	52,500	51,825	66,325
47 沖縄県	14,800	同左	45,000	同左	59,800
平均	12,645	12,817	42,041	41,461	54,278

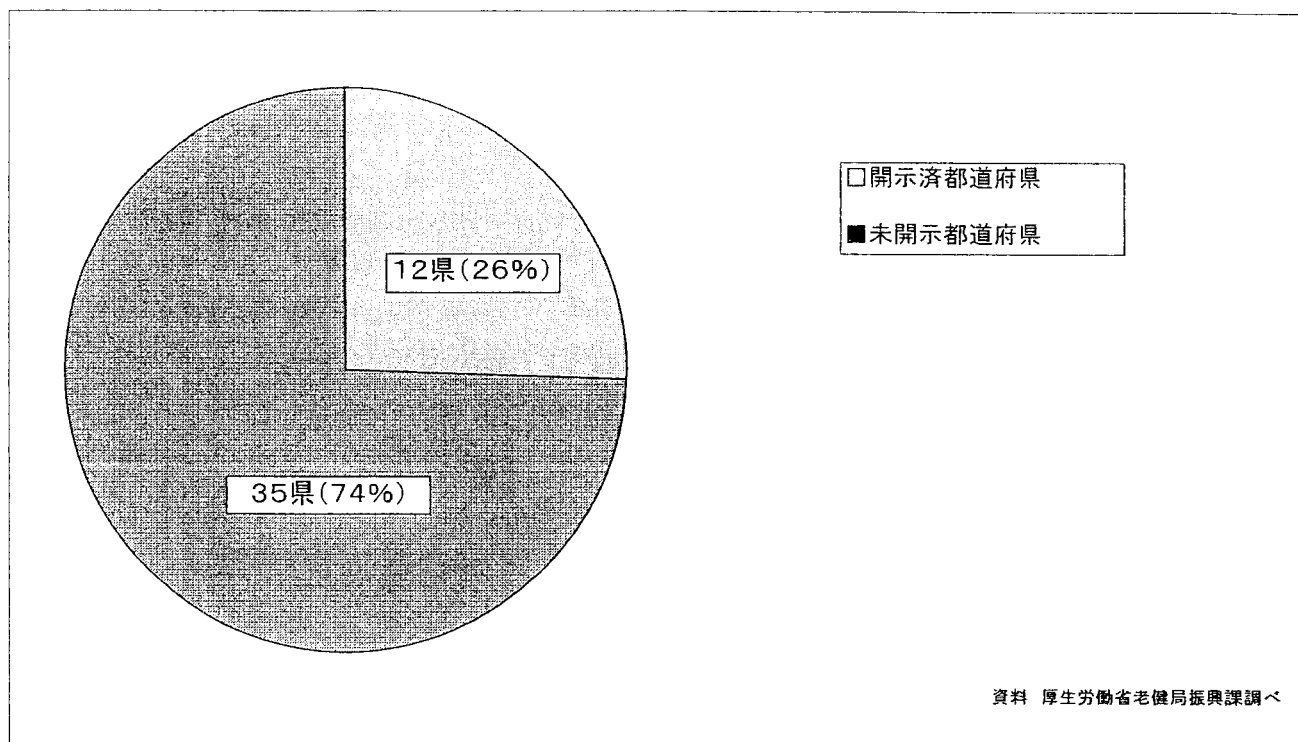
※北海道は7月24日より調査手数料を41,533円に減額。

※高知県に関しては現在県議会へ上程中。議会をとりしだい、平成19年4月1日にさかのぼり減額予定

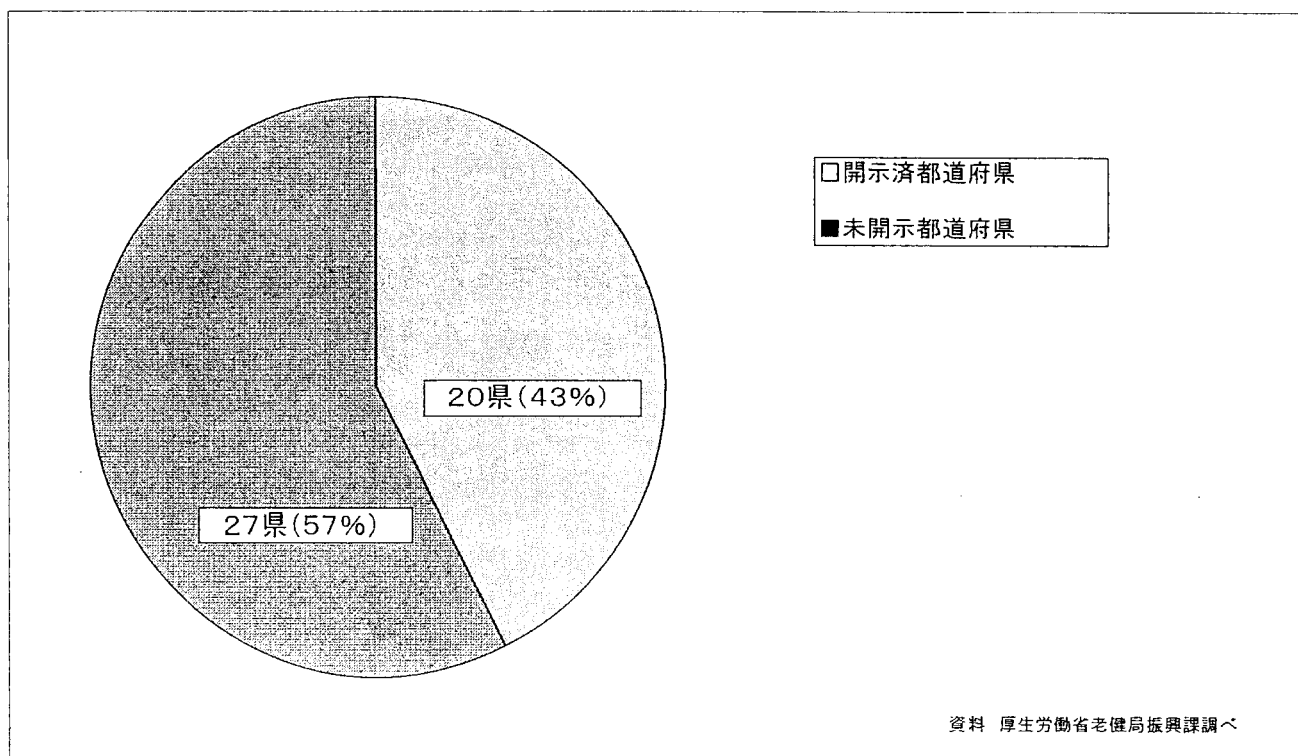
※サービス別に手数料を設定している都道府県はその平均額を掲載

11 事業運営の開示状況

7月時点での事業運営開示状況(予定含む)



10月時点での事業運営開示状況(予定含む)



介護サービス情報の公表制度支援事業

平成20年度要求額

249,627千円

創設年度	平成18年度
補助根拠	予算補助
補助率 (負担割合)	都道府県分 国1/2 都道府県 1/2

1 目 的

介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度について、各都道府県における円滑な実施を支援するとともに、全国的見地から、将来に渡り、安定的かつ継続的に制度運営を支援する。

2 事業内容

(1) 介護サービス情報の公表制度支援事業

下記に係る事業のうち、各都道府県における制度の円滑な導入に資する費用の一部を補助する。

- ① 介護サービス情報の公表に係る調査及び公表
- ② 都道府県共通介護サービス情報公表システム（追加サービス分）の導入
- ③ 普及・啓発等

3 実施主体 都道府県

「介護サービス情報の公表」

今後のスケジュールについて（予定）

	事 項	内容、スケジュール等
厚生労働省	厚生労働省令改正 （サービスの追加）	・ 項目（案）の骨格については平成 19 年中に固めることを目途とする。 ・ 平成 20 年 2 月公布
	その他の技術的助言	・ 改正施行通知（平成 20 年 2 月）
	制度の普及・啓発 （利用者・事業者団体等）	・ 適宜実施

	事 項	内容、スケジュール等
都道府県	調査員（指導者）養成	・ 追加サービスの調査員指導者の養成（平成 20 年 2 月～） ・ 追加サービスの調査員養成研修（平成 20 年 3 月～） ・ 調査員の登録（平成 20 年 4 月）
	公表システム整備	・ 追加サービス分のシステム導入（平成 20 年 3 月～）
	制度の普及・啓発 （利用者・事業者団体等）	・ 適時実施

		事 項	内容、スケジュール等
シルバーサービス振興会	項目作成等 19' 作成の22サービス 20' 作成のサービス (未定)		・ 検討部会等の開催 (平成19年10月～平成20年2月) 19' 作成の22サービス (平成19年 10月～11月) 20' 作成のサービス (平成19年12月～平成20年2月) ※ (19' 作成の22サービス項目確定後)
	公表システム	都道府県分	・ 追加サービス分の開発 (平成19年11月～平成20年3月)
		中央分	・ 開発・導入の実施 (平成19年11月～平成20年3月)
	調査員養成研修教材		・ 教材作成 (平成19年12月～平成20年2月)
	調査員指導者養成		・ 養成研修の開催 (平成20年2月～3月) ※ (調査員養成研修教材作成後実施)
	制度の普及・啓発支援 (利用者・事業者団体等)		・ 適時実施